

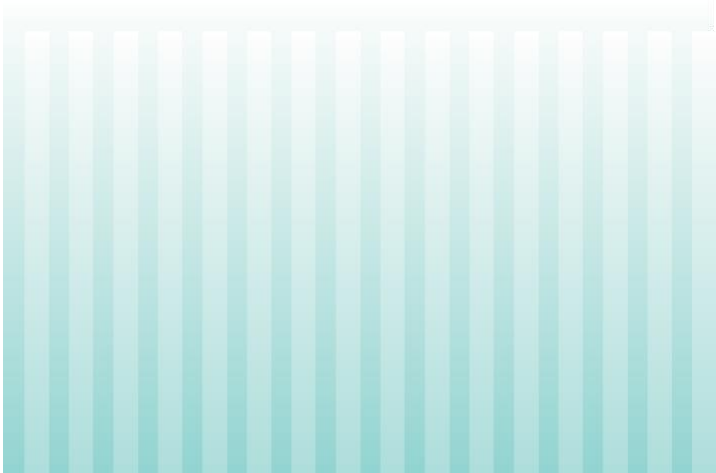
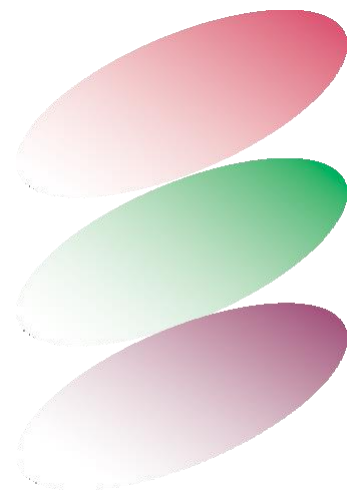


新町建設計画



奥羽山脈と仙北平野の大自然のもとで

しあわせを実感できる
まちづくりをめざして



千畑町・六郷町・仙南村
合併協議会
平成16年1月策定
平成27年3月変更 美郷町
令和2年3月変更 美郷町
令和5年3月変更 美郷町

目 次

序 章	1
1 合併の必要性.....	1
2 計画の性格と期間.....	3
第1章 新町の現況	4
1 地勢・沿革.....	4
2 人口・世帯.....	5
3 面積.....	7
4 産業構造.....	8
5 公共施設等の状況.....	10
第2章 地域の特性と新町建設の課題	15
第3章 新町建設の基本方針	23
1 新町の基本理念と将来像.....	23
2 新町建設に向けた基本的な考え方.....	26
3 土地利用の方針.....	27
第4章 建設計画	29
1 新町建設の主要施策.....	29
みんなが健やかに生きるまちづくり.....	29
みんなが活力を生み出すまちづくり.....	35
みんなが集いふれあうまちづくり.....	40
みんなが暮らしやすいまちづくり.....	44
みんながふるさとを創るまちづくり.....	50
みんなが安心しころやすらぐまちづくり.....	56
2 新町の行財政運営.....	59
3 新町建設の重点事業.....	62
4 新町建設の施策体系.....	70
第5章 新町に対する秋田県の支援	72
第6章 公共的施設の統合整備	74
第7章 財政計画	75

序 章

地方公共団体の中でも、市町村は最も地域に密着した団体であり、地域住民の福祉向上に対し大きな役割を担っています。歴史的に見ても、時代の流れの中で市町村が果たすべき責務は大きくなっており、それに伴って地方行財政の仕組みも規模の大小を問わず見直されてきたところです。

こうした背景の中で、これまで千畑町、六郷町、仙南村は、それぞれの個性を活かしながらまちづくりに取り組んできました。一方でこの3町村は、古くから人と人との行き交い、農業、商業など産業を通じた交流から、地域に対する「共通の郷土意識」が培われてきたところでもあります。

今、千畑町、六郷町、仙南村は、知恵と力を合わせ、地方分権社会に対応する体制を整備していくとともに、この「共通の郷土意識」を互いに保ちながら、よりよいまちづくりを進めていくことが必要です。

夢と希望のある新町を建設するため、その基本方針や主要施策を掲げ本計画を推進していくものです。

1 合併の必要性

(1) 日常生活圏の広域化

車社会の成熟と情報通信技術の高度な発達により、住民の日常生活の行動範囲は既存の市町村の区域を大きく超えており、行政の住民に対する広域的な対応が求められています。

千畑町、六郷町、仙南村においても、このような現状に対処するため、大曲仙北広域市町村圏組合をはじめとした一部事務組合など広域行政制度の活用が図られてきました。しかし、これを更に総合的、一体的に発展させるためには、歴史的に交流が深く、「共通の郷土意識」を持った3町村が合併し、一つのまちとして重要な意思決定や施策を行うことがより効率的であり、効果的な状況となっています。

(2) 少子高齢社会への対応

本格的な少子高齢社会の中で、市町村が提供する行政施策の内容はますます高度化し、多様化しています。また、現在は更に高い水準の確保や向上も求められているのが実情です。

こうした背景から、さまざまな行政課題に対し、地理的にも隣接し、規模や風土も類似した3町村が別々に取り組むよりも、合併し一つのまちとして、充実した組織体制をもって質の高い行政施策を展開していくことが求められています。

(3) 地方分権社会の進展

地方分権社会の進展により、住民に密着した身近な施策の展開については、市町村自らの判断と責任をもって決定し実施することが求められていると同時に、地方行政の中心的な役割を担うことが強く求められています。

そのためにも、3町村の合併による行財政体制の基盤整備は不可欠であり、能力が高く、一体的な自治体の実現が必要な状況となっています。

(4) 効率的な地域整備

3町村には、福祉、教育、スポーツ、余暇施設などの公共施設がそれぞれ整備されています。しかし、現在の地方財政を取り巻く状況や日常生活圏の拡大などを考えると、3町村が個々に施設の建設や維持管理などの運営を行っていくことは、従来にも増して厳しい状況となることが予想されます。

そのため、求められる各種地域整備を遅滞なく計画的に進めていくためには、広域的かつ効率的に行うことが必要です。3町村が合併することで、限られた資源をより一層有効に活用することが重要になっています。

(5) 行財政基盤の強化

○地方財政はいよいよ厳しさを増し、特に自主財源の乏しい市町村には効率的、効果的な行財政運営が求められています。一方、地域の基礎的な自治体として市町村の役割と責任はますます増大しています。

○このような状況の中、求められる責務を全うするためには、3町村が合併し、行政の効率化と財政基盤の強化を図り、住民への施策水準を維持、向上させていくことが重要です。

2 計画の性格と期間

(1) 性 格

本計画は、新町将来構想を土台として合併後の新しいまちを創造するための基本方針を定めるとともに、この方針に沿って、調和のとれた総合的かつ効果的な新町建設を推進することにより、地域の速やかな一体化の確立及び地域住民の福祉の向上等を図るとともに、本地域の均衡ある発展を実現しようとするものです。

(2) 構 成

本計画は、新町を建設していくための基本方針、基本理念に沿った将来像を実現するための主要施策、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心として構成します。

(3) 期 間

本計画の期間は、平成16年度から令和6年度までの概ね20年間とします。

第1章 新町の現況

1 地勢・沿革

(1) 地 勢

本地域は、秋田県の仙北平野南東部に位置し、奥羽山脈を境に岩手県と接しています。

西側は、標高40 m から50 m の発達した扇状地の扇端部にあつて、肥沃な土壌に恵まれた県内有数の穀倉地帯を形成しています。

気候は、比較的温暖で夏は高温多湿、冬は降雪が続き寒暖の差も大きくなつています。冬期間の積雪は平均で平野部が150 cm前後、山間部においては200 cm前後にも達し、住民の生活に大きな影響を与えています。

(2) 沿 革

千畑町は、昭和30年3月に千屋村と畑屋村の2村が合併して千畑村が誕生し、翌年に旧畑屋村の一部（鑓田地域）が六郷町に編入されました。昭和61年3月に町制を施行し現在に至っています。

六郷町は、明治22年に町村制が発布された2年後、明治24年7月に町制を施行しました。その後昭和31年3月には当時の町村合併促進法のもとで千畑村との境界変更による鑓田地域の編入があり現在に至っています。

仙南村は、昭和31年9月に町村合併促進法のもとで飯詰村と金沢西根村が合併して誕生しました。その後昭和33年4月に横手市金沢地区の一部が分市合併し現在に至っています。

2 人口・世帯

(1) 人口

平成12年国勢調査における本地域全体の人口は24,207人です。これを平成2年を基準に平成12年までの推移でみると、減少傾向に歯止めがかからず漸減しています。

- 総人口 -

(人、%)

町村名	H2	H7		H12		H17		H22		H27	
	人口	人口	前回比	人口	前回比	人口	前回比	人口	前回比	人口	前回比
千畑町	9,166	8,940	97.5	8,540	95.5	8,050	94.3	7,508	93.3	6,913	92.1
六郷町	7,803	7,489	96.0	7,286	97.3	7,008	96.2	6,652	94.9	6,247	93.9
仙南村	9,018	8,803	97.6	8,381	95.2	7,891	94.2	7,340	93.0	6,774	92.3
合計	25,987	25,232	97.1	24,207	95.9	22,949	94.8	21,500	93.7	19,934	92.7

平成12年国勢調査・(財)日本統計協会資料より

また、可住地人口密度は、平成12年で331人/km²となっています。

年齢構成では、年少人口(15歳未満人口)が総人口を上回る比率で減少しています。また、納税者の中核である生産年齢人口(15歳以上65歳未満人口)も減少傾向が続いています。一方、老年人口(65歳以上人口)は平成7年をピークに比率が落ち着いているものの、依然増加の傾向にあります。

- 年少人口 -

(人、%)

町村名	H2	H7		H12		H17		H22		H27	
	人口	人口	前回比	人口	前回比	人口	前回比	人口	前回比	人口	前回比
千畑町	1,609	1,426	88.6	1,182	82.9	974	82.4	805	82.6	693	86.1
六郷町	1,381	1,155	83.6	986	85.4	851	86.3	765	89.9	686	89.7
仙南村	1,729	1,482	85.7	1,169	78.9	908	77.7	746	82.2	652	87.4
合計	4,719	4,063	86.1	3,337	82.1	2,733	81.9	2,316	84.7	2,031	87.7

平成12年国勢調査・(財)日本統計協会資料より

- 生産年齢人口 -

(人、%)

町村名	H2	H7		H12		H17		H22		H27	
	人口	人口	前回比	人口	前回比	人口	前回比	人口	前回比	人口	前回比
千畑町	5,961	5,571	93.5	5,175	92.9	4,785	92.5	4,472	93.5	3,920	87.7
六郷町	5,029	4,627	92.0	4,318	93.3	4,089	94.6	3,816	93.3	3,457	90.6
仙南村	5,710	5,346	93.6	4,941	92.4	4,654	94.2	4,393	94.4	3,932	89.5
合計	16,700	15,544	93.1	14,434	92.9	13,528	93.7	12,681	93.7	11,309	89.2

平成12年国勢調査・(財)日本統計協会資料より

- 老年人口 -

(人、%)

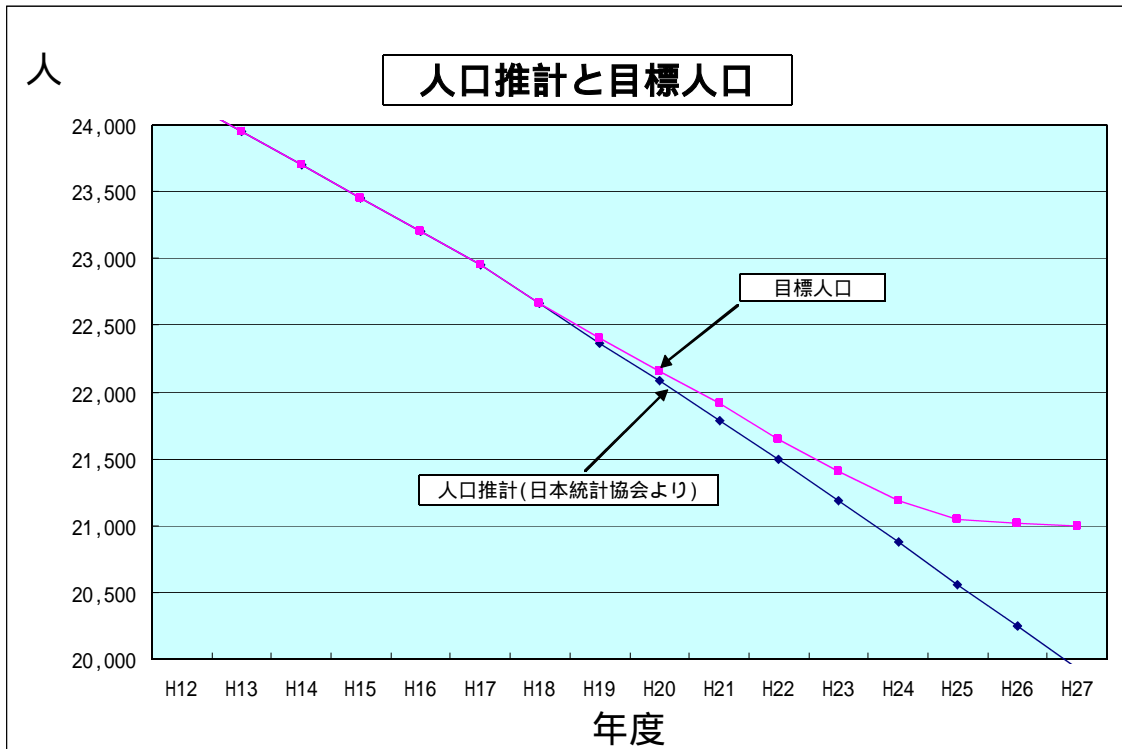
町村名	H2	H7		H12		H17		H22		H27	
	人口	人口	前回比	人口	前回比	人口	前回比	人口	前回比	人口	前回比
千畑町	1,596	1,943	121.7	2,183	112.4	2,291	104.9	2,231	97.4	2,300	103.1
六郷町	1,393	1,707	122.5	1,977	115.8	2,068	104.6	2,071	100.1	2,104	101.6
仙南村	1,579	1,975	125.1	2,271	115.0	2,329	102.6	2,201	94.5	2,190	99.5
合計	4,568	5,625	123.1	6,431	114.3	6,688	104.0	6,503	97.2	6,594	101.4

平成12年国勢調査・(財)日本統計協会資料より

(財)日本統計協会資料から平成27年までの推計人口をみると、本地域の総人口は減少を続け、特に年少人口においてはわずか2,000人ほどの(2,031人) いわば超少子化社会とも呼ぶべき状態になると予想されます。

生産年齢人口も少子化時代の人口がこの年齢層に移行するとともに社会動態の影響も加わることで11,000人台(11,309人)となる状況が訪れ、その一方で老年人口はほぼ横ばいになると推計しています。

人口は、平成17年に22,949人、平成22年には21,500人、平成27年には19,934人と推計されていますが、これに本計画及び新町の基本構想等に基づく施策の効果が発揮されることを想定し、目標人口(努力目標)を平成27年において21,000人と設定します。



(2) 世帯

1世帯当たりの平均世帯員数は平成12年国勢調査では3.84人となっており、核家族化や高齢単身世帯が多くなっています。

核家族化の傾向は、そのテンポを緩めながらも今後も続くものとみられますが、子育て支援等の施策効果による出生数の増等によって、1世帯当たり世帯員数の減少傾向は抑制されていくものと予想されます。

3 面積

本地域は、東西に14 km、南北に20 kmで、面積が167.80 km²となります。

全体の土地の形態は主に宅地、農用地、山林で構成され、宅地が5.7 km² (3.4%)、農用地が70.1 km² (41.8%)、山林が72.18 km² (43.0%)であり可住地、非可住地が東西に2分しているという特徴を持っています。

4 産業構造

(1) 農林業

農業経営を取り巻く環境は厳しさを増す状況にありますが、基幹産業として計画的な農地の集積や、稲作と野菜、果樹、花き、畜産との複合経営などによる安定した農業経営の確保を進めています。

また林業では、森林の適切な保全のため、間伐や長伐期施業などを進めています。

(戸、ha、千万円)

区 分	農家数	耕地面積	農業粗生産額
千畑町	1,398	3,170	378
六郷町	663	1,100	136
仙南村	1,353	2,740	323

2000年世界農林業センサス等より

(2) 商業

商業は、大曲市、横手市の商業圏や、近郊に進出した大店舗との競合があることから、地域に根ざした魅力ある商店街の形成、活性化に向け努めています。

(店舗)

区 分	商店数
千畑町	79
六郷町	168
仙南村	92

平成14年商業統計調査より

(3) 工 業

工業は、農村工業導入法や都市計画法による誘致企業が中核を担うとともに、地域住民の雇用の場の確保にもつながっています。

(事業所、人、百万円)

区 分	事業所数	従業者数	製造品出荷額
千畑町	28	1,039	8,892
六郷町	28	605	6,533
仙南村	16	558	6,346

平成13年工業統計調査より

(4) 観 光

本地域の観光は、貴重な資源である自然環境を利活用したコミュニティ施設等の整備を実施するなど、自然保護と地域開発の調和がとれた地域形成を図っています。

また真木真昼県立自然公園、国指定重要無形民俗文化財である「六郷のカマクラ」、全国名水百選「六郷湧水群」、後三年の役古戦場などの歴史、観光資源にも恵まれています。

(人)

区 分	観光客数
千畑町	226,040
六郷町	554,610
仙南村	152,958

各町村より 平成14年実績(1月から12月)

(5) 産業別就業人口

産業別就業人口は、第3次産業への就業率が44.2%と最も高く、次いで第2次産業が35.9%、第1次産業が19.9%となっています。

(人、%)

区 分	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率
千畑町	1,090	24.0	1,760	38.8	1,686	37.2
六郷町	476	12.7	1,218	32.6	2,041	54.6
仙南村	944	21.7	1,561	35.9	1,847	42.4
合 計	2,510	19.9	4,539	35.9	5,574	44.2

平成12年国勢調査より

5 公共施設等の状況

(1) 道路等

住民生活は道路交通に大きく依存しています。よって、地域を横断する国道13号の4車線化や縦断する主要地方道角館六郷線等の拡幅改良及び歩道設置などに対する住民の強い要望もあります。

豪雪地帯であるこの地域においては、冬期間の交通確保のための道路除雪は重要施策となっており、除雪作業の効率化や消融雪施設等の整備が求められています。

本地域にはJR飯詰駅とJR後三年駅の2つの鉄道駅があり、貴重な交通手段として利用されています。

(m、%)

区 分	実延長	改良済延長	改良率	舗装済延長	舗装率	橋数	うち永久橋
千畑町	466,525	190,378	40.8	188,928	40.5	178	176
六郷町	212,791	87,644	41.2	98,023	46.1	72	65
仙南村	355,779	193,656	54.4	166,348	46.8	192	192

道路現況調査より 平成15年4月1日現在

(2) 環境・住宅

本地域は発達した扇状地という地勢から地下水が豊富です。しかし、安全な飲料水の確保や生活用水の安定供給を行うためには、簡易水道施設等の整備とともに普及率の向上が求められます。

恵まれた自然環境を守り継承していくため、排水処理対策が急務となっており、農業集落排水施設や公共下水道施設の整備・加入促進を図るとともに、未普及地域には合併処理浄化槽の設置を進めています。

(人、%)

区 分	上水道・簡易水道			下水道・農業集落排水ほか				
	区域内 人口	給水 人口	普及率	区域内 人口	処理 人口	普及率	水洗便所 設置人口	設置率
千畑町	8,736	4,556	52.2	8,736	3,460	39.6	2,023	23.2
六郷町	7,437	493	6.6	7,437	2,692	36.2	1,016	13.7
仙南村	8,522	7,337	86.1	8,522	1,704	20.0	1,477	17.3

平成13年度地方公営企業決算状況調査より

家族形態の変化により、核家族や単身、高齢世帯が増加し、それに伴う住環境の多様化、個別化が進んでいます。

(戸)

公営住宅の状況	戸数
千畑町	20
六郷町	123
仙南村	34

各町村より 平成15年4月1日現在

一般家庭や事業所から排出されるごみの量は年々増加してきています。一般家庭からのごみについては、定期収集を行い、大曲市外九カ町村清掃事業組合を通じて処理を行っています。

(t)

区 分	ゴミ年間排出量
千畑町	3,189
六郷町	3,811
仙南村	1,757

平成13年度市町村公共施設状況調査より

公害は時代とともに多様化してきています。ダイオキシン汚染や、地球温暖化、オゾン層の破壊など地球規模で多くの問題を抱えています。地域の特色である自然資源を将来に残すためにもその対策は重要な課題となっています。

(3) 消防・防災

消防は、火災やその他災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、日ごろから予防啓発などを実施し、未然に災害を防ぐ体制づくりに努めています。

また、新町においては、新たに地域防災計画を策定し防災体制の確立を図ることとしています。

(団、人)

消防団の状況	分団数	団員数(条例定数)
千畑町	5	175
六郷町	4	157
仙南村	5	152

各町村より 平成15年4月1日現在

(4) 福祉・保健・医療

住民の健康の維持・管理の拠点となる保健センターを中心として、生涯を通じた健康づくりに努めています。

高齢者の在宅介護をサポートする在宅介護支援施設、お年寄りが安心して生活する特別養護老人ホームなどの高齢者福祉施設、子育てに対する不安や悩みについて相談指導を行う子育て支援センターなど、充実した福祉施設の活用を進めています。

本地域には総合的な医療機関がないことから、休日夜間における急病やけがなどに対応するため、広域的な救急医療センターの設置、救急医療体制の充実に努めています。

(カ所)

区分	特別養護 老人ホーム	介護老人 保健施設	ショート ステイ	デイ サービス	ケア ハウス	生活支援 ハウス	在宅介護支援 センター
千畑町	1		1	3			1
六郷町	1	1	1	2		1	2
仙南村	1		1	2	1		1

各町村より 平成15年4月1日現在

(5) 小・中学校等

小学校7校、中学校3校、県立高等学校1校があり、恵まれた環境の中でそれぞれ特色ある教育が進められています。

幼稚園・保育園は3施設あり、幼保の一体的な運営を推進し、豊かな人間性を育む乳幼児教育を進めています。また一時保育や延長保育なども実施しています。

区 分	小学校	生徒数	中学校	生徒数	(校、人)
千畑町	2	470	1	271	
六郷町	2	364	1	238	
仙南村	3	434	1	286	
合計	7	1,268	3	795	

学校基本調査より 平成15年5月1日現在

(6) 文化・スポーツ施設等

公民館は4カ所あり、さまざまな生涯学習の拠点となっています。

体育館や野球場など、各種体育施設が整備されており、住民がいつでもスポーツを楽しむことができる体制づくりも進められています。

(カ所)

区 分	公民館	図書館(室)	体育館	陸上競技場	野球場	児童館	自転車競技場
千畑町	2	1	1		1		
六郷町	1	1	2	1	1	1	1
仙南村	1	1	1		2		

各町村より 平成15年度4月1日現在

(7) 観光施設等

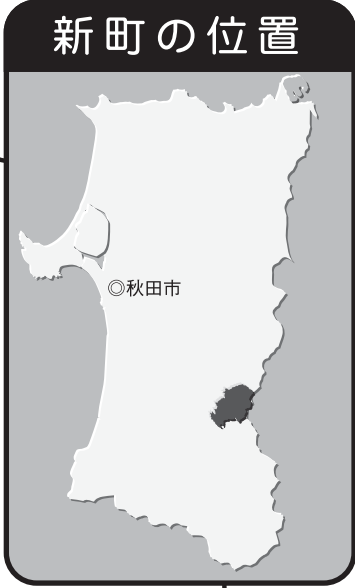
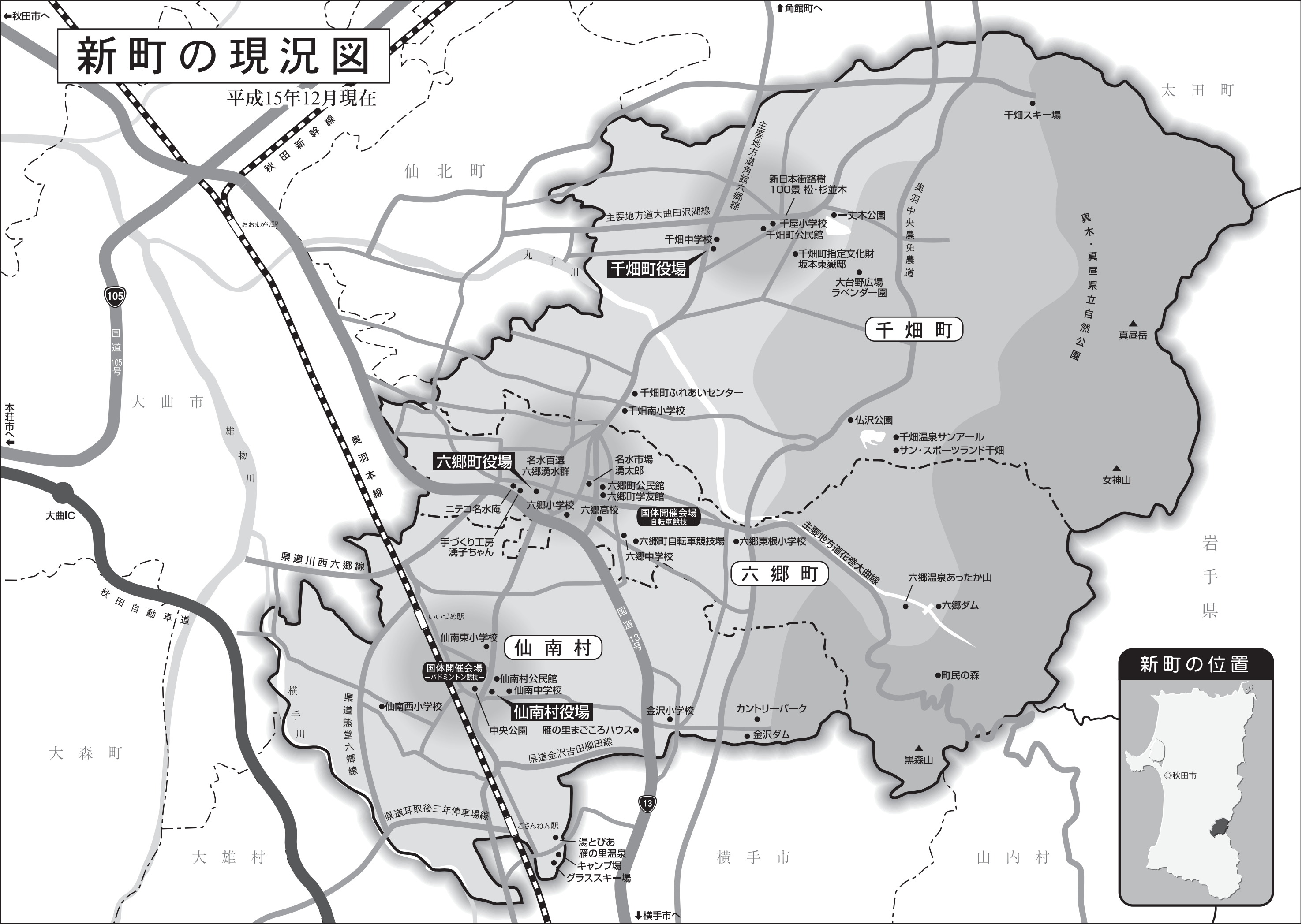
観光拠点施設として、ラベンダー園を中心とした総合施設大台野広場、酒蔵を利用し清冽な水をアピールする名水市場湧太郎や地元産品の加工、直売を行う手作り工房湧子ちゃん、国道13号沿いに新鮮な野菜や漬物を直売している雁の里まごころハウスなどがあります。

温泉施設は、千畑温泉サン・アール、六郷温泉あったか山、湯とぴあ雁の里温泉の3施設を有しています。

レクリエーション施設では、室内温水プールなどがあり、年間を通じ利用されているサン・スポーツランド千畑や千畑スキー場、広大な国有林の中にある六郷町民の森やグリーンパーク、奥羽山脈に抱かれたカントリーパークや雁の里ふれあいの森を有するなど各種施設を持ち合わせています。

新町の現況図

平成15年12月現在



第2章 地域の特性と新町建設の課題

新町は、地勢、風土、自然環境といった地域の特性を活かし、地域住民の幸せな生活と郷土発展のために先人たちが進めてきたまちづくりを基礎として、更なる発展をめざすものです。

本章では、次の7つを地域の特性としてとらえ、これらを前提に新町建設に向けた主な課題や可能性を掲げます。

- 地域の特性 -

仙北平野と奥羽山脈を背景に強い結びつきと固有の文化を有する地域
少子高齢化や若年層の流出が進み人口の減少が続く地域
国道13号と主要地方道角館六郷線及び鉄道を基幹とした地域
農業を基幹産業としつつ、商工業の発展で活性化をめざす地域
自然環境の恩恵を利用しながら生活基盤の整備を進める地域
山、水、森・・・豊富な観光資源に恵まれた地域
厳しい地方財政の中で効率的な行政運営が求められている地域

ここでは特に、新町の諸施策に反映されるべき事項などをまちづくりの課題として掲げます。

よりよいまちづくりを進めていくための課題はさまざまあります。その一つひとつをよく見極めながら、課題の解決や可能性の拡大を図っていくことが必要です。

(1) 仙北平野と奥羽山脈を背景に強い結びつきと固有の文化を有する地域

本地域は、東に奥羽山脈が連なり、西に仙北平野が広がっています。そのため、地域全体が大きな山や河川でさえぎられることなく一体的な地域を形成しています。

また、発達した扇状地上に位置し、肥沃な土壌と豊富な水資源に恵まれた地域でもあります。

羽州街道（現国道13号）角館街道（現主要地方道角館六郷線）沿いにおいて交通の便も良いことから、さまざまな分野において地域全体の交流が頻繁に行われるなど強い結びつきがある地域です。

更に、それぞれの地域でのまちづくりの歴史や、その中で生まれ伝えられてきた文化は、先人たちの足跡であり、貴重な財産となっています。

- 課 題 -

これまで、3町村においてそれぞれ独自の施策を展開し特色あるまちづくりを進めてきた一方、類似した施策も行われてきました。その中には地域全体を対象にして連携し実施することで、より効果的に住民の福祉向上等が図られるものもあります。

既存の各施設においても、相互利用などの方法を検討することで、より効率的に機能させることができるものもあります。

また、新町は比較的小規模となるうえ、地域の歴史的な結びつきも強く、相互理解が得られやすい環境にあります。よって、これらの特性を活かし、より充実したまちづくりを進めるため、地域の一体化を進め、きめの細かい施策を展開していくことが求められます。

地域に根ざした歴史や文化は、お互いのまちづくりの軌跡として尊重し合うべきものであり、残された財産を永く後世に伝えていく方策が必要です。

(2) 少子高齢化や若年層の流出が進み人口の減少が続く地域

他の多くの地方公共団体と同様に、新町においても人口の減少が懸念されます。平成12年国勢調査の人口では24,207人ですが、(財)日本統計協会では平成27年には20,000人程度の人口規模になると推計しています。

少子化が進むとともに、就学、就業のため県外や地域外へ流出する若者が多くなってきています。一方、老年人口は増加を続けており、平成12年国勢調査では本地域の総人口の26.6%となっています。

- 課 題 -

3町村においても人口の減少に歯止めをかけ、増加へと結びつける施策を展開することが重要な課題となっていますが、なかなか成果が上がらないまま現在に至っているのが実情です。

地域の特性を活かし、快適な住環境の提供や就業機会の創出などの施策を行うことで人口の定着や増加を図ることが求められます。

少子化、高齢化に対する施策の重要性がますます高まっています。現在設置されている施設の連携や地域全体の交流等を従来の福祉施策に反映させることで、より内容を充実させていくことが必要です。

(3) 国道 1 3 号と主要地方道角館六郷線及び鉄道を基幹とした地域

国道 1 3 号及び主要地方道角館六郷線を中心に、道路交通が生活を営む上で重要な役割を担っている地域であることから、生活道路の整備に力を注いできました。

東部の山沿いや西部の田園地帯にある集落については、特に道路交通の利便性が求められることから必要な整備が進められてきました。

J R 飯詰駅、J R 後三年駅の二つの鉄道駅があり、地域住民の利便性に大きな役割を果たしています。

- 課 題 -

道路整備が進み、交通の利便性が飛躍的に向上したことから、住民生活は自らが暮らす地域の枠を超えて広範囲にわたっています。このような住民の生活圏に合わせたまちづくりが必要となっています。

基盤を充実させ利便性を高めることはもちろん、新町全体にわたる効果的な施策を展開するためにも道路の整備は必要不可欠です。また、県内でも有数の豪雪地帯であることから、冬期間の交通の確保も重要な課題です。

新町全体の振興を図るために、鉄道駅を有効活用するような施策を展開することも重要な課題です。

(4) 農業を基幹産業としつつ、商工業の発展で活性化をめざす地域

稲作を中心とした農業が基幹産業であり、県内でも有数の穀倉地帯を形成しています。また、野菜、果樹、花き、畜産との複合経営も推進されてきました。

近郊に進出した大店舗の影響により空洞化が進む商店街の再興と、企業の誘致等により活性化や雇用機会の創出の方策が模索されてきました。

住民生活の都市化が進む中で、住民要望の多様化が進行しており、新たなコミュニティの形成や都市的生活様式への対応など、行政課題が年々複雑・高度化してきています。

- 課 題 -

基幹産業である農業については、広大で肥沃な土壌を活かした高品質、良食味米の生産と野菜、果樹、花き、畜産等との複合経営の一体的な推進を図り、安定した収益が確保できる農業の振興を図ることが求められます。

商業の振興を図るため、従来の商圈のみを対象とした商業活動から、新町全体の広域的な連携をもって取り組むことが必要です。

低迷する景気対策と雇用機会の創出は行政における緊急の課題です。新たな起業への支援や企業誘致を図るためには新町全体の特性を活かし、より大きな範囲で良好な環境整備を図っていくことが重要です。

各種産業に携わる人々や行政は、多様化する住民要望や生活様式への変化等にも迅速に対応していくことが求められています。

(5) 自然環境の恩恵を利用しながら生活基盤の整備を進める 地域

道路はもとより、上・下水道、住環境、防災施設整備等生活関連基盤の整備を積極的に行うなど、地域住民が暮らしやすいまちづくりが進められてきました。

地域住民の生活環境整備に関連した要望は多く、その内容も多様化するとともにより高い水準へと移行しています。

生活基盤の整備にあたっては、自然環境の恩恵を最大限に利用した施策が進められてきました。

- 課 題 -

すべての地域住民がより快適で利便性の高い生活が営めるよう、3町村がそれぞれ独自の計画に基づき進めてきた生活基盤の整備を引き継ぎ、必要に応じて再検討を加え、より効果的な施策、事業を推進していくことが求められます。

上水道、下水道等の整備については、地域事情によって取り組みが異なることから、既存施設の相互利用などを含めた事業の調整を図り、安定した生活水の供給と環境にやさしい生活污水の処理に努めていくことが必要です。

施策の実施にあたっては、生活の利便性や快適さを求めるあまり恵まれた自然環境を損なうことがないように、環境と調和した生活基盤の整備を行うことが求められます。

(6) 山、水、森・・豊富な観光資源に恵まれた地域

千畑地域では新観光秋田 30 景の一丈木、仏沢両公園や新日本街路樹 100 景の松・杉並木のほか、ラベンダー園を有し、六郷地域では地下水が豊富で全国名水百選に選ばれた六郷湧水群があり、更には仙南地域の雁の里ふれあいの森など、多数の自然を活用した観光拠点があります。

また、真木真昼県立自然公園を有し、貴重な高山植物をはじめとする豊富な自然資源を保有しています。

奥羽山脈のふもとの 3 カ所において温泉が湧出しており、住民や観光客から癒しの空間として広く活用されています。

- 課 題 -

それぞれのすぐれた観光資源や自然資源を活用し、観光や余暇・レクリエーション分野の振興を図るため、各種施策が講じられてきましたが、一層の充実を図っていくことが必要となっています。

そのため、既存の施設やイベントを新町の中で効果的に連携させ、広い範囲の世代を対象に、通年での有効な活用を図ることが望まれます。

(7) 厳しい地方財政の中で効率的な行政運営が求められている地域

新町においても、大半を地方交付税、国県支出金、地方債といった財源に依存した財政運営が行われていくこととなります。そのため、今後の地方財政制度の動向等に大きく影響を受けることも予想されます。

地方行財政を取り巻く環境には厳しいものがありますが、地域住民の福祉向上を図る各種施策を推進するため、3町村においても独自の行財政改革を行うとともに、経費の節減や合理化に努め、効率的な行政運営に努力してきました。

また、地方分権社会の構築が求められる中、現在の行財政にかかる体制を根本から見直し、地域住民の要望に応えうる地方公共団体へと変革することが求められています。

- 課 題 -

本格的な地方分権社会に対応した行財政運営ができる地方公共団体への変革が求められている中であって、より効率的、効果的な体制への見直しが必要となっています。

財政基盤の強化を図るためには優良な財源確保が必要です。特に税收等自主財源の安定的な確保に努めることが求められます。また、将来に過度の負担を残さない財政運営も大きな課題です。

行財政の高い効率性が求められている一方、地域住民に対するこれまで以上のきめの細かい施策の推進が必要となっています。また、共通の郷土意識を基礎としたまちづくりへの住民参加も不可欠です。

第3章 新町建設の基本方針

1 新町建設の基本理念と将来像

3町村がそれぞれに歩んできた道は、先人の尊い努力で築かれてきた道です。そのそれぞれの道を合流させ、今、一つの道を歩むこととなりました。

本地域は、奥羽山脈のふもと、広大で肥沃な仙北平野の恩恵を受けながら育まれてきた土地にあって、大自然の恵みを尊び、自らの努力をもって大らかに発展しようという試みが行われてきた地域です。

これまでも、地域を取り巻く環境は変化してきていますが、今日、景気の低迷や国、地方における財政の逼迫、更には構造改革と地方分権時代の到来などさまざまな方面において変革の時を迎えています。

現在のまちづくりには、地域住民一人ひとりの個人的属性にも配慮した施策の展開が必要となっており、加えて、質的な面においても高い水準での成果が求められる時代となっています。

(1) 新町建設の基本理念

よりよいまちを創り上げていくためには、旧町村の枠をなくし、互いに協働し、高め合いながら取り組んでいくことが必要です。また、お互いが持っている個性を十分に活かしていくことも大切です。

また、新町建設にあたっては、多方面にわたる施策が展開されていくこととなりますが、それは地域の特性と課題を踏まえたきめの細かいものでなければなりません。

地域全体を包み育んできた自然と、古くからの交流やつながりを大切に受け継ぎ、夢と希望に満ちた新町を建設していくことが肝要です。

これらを踏まえ、新町建設にあたり次の3点を基本理念として掲げます。

< 協働し、高め合うまち >

これまで3町村のまちづくりの礎となったそれぞれの基本構想の理念を総合的に引き継ぎながらも、一つのまちになり協働することによって期待できる新しいまちづくりの可能性を求め、よりお互いを高め合う新町を建設します。

< 個性を活かし、あたらしさと深さを求めるまち >

お互いを尊重し合い、それぞれの個性を十分に活かしたまちづくりを進めるとともに、一つのまちとなることを機会に、これまでではできなかった「あたらしさ」と「深さ」を求める新町を建設します。

< 自然とのつながりを大切にし、創造性あふれるまち >

地域が共にこれまで享受してきた大自然の恩恵と人々とのつながりの大切さを継承しつつ、更に一つのまちを産み、育てるための創造性あふれる新町を建設します。

更に、基本理念に沿って新町を建設していくにあたり、次の6つを施策の柱として掲げます。

1 . みんなが健やかに生きるまちづくり - 保健・福祉 -

2 . みんなが活力を生み出すまちづくり - 産業・労働 -

3 . みんなが集いふれあうまちづくり - 観光・余暇 -

4 . みんなが暮らしやすいまちづくり - 生活基盤・環境 -

5 . みんながふるさとを創るまちづくり - 教育・文化 -

6 . みんなが安心して過ごすまちづくり - 防火・防災 -

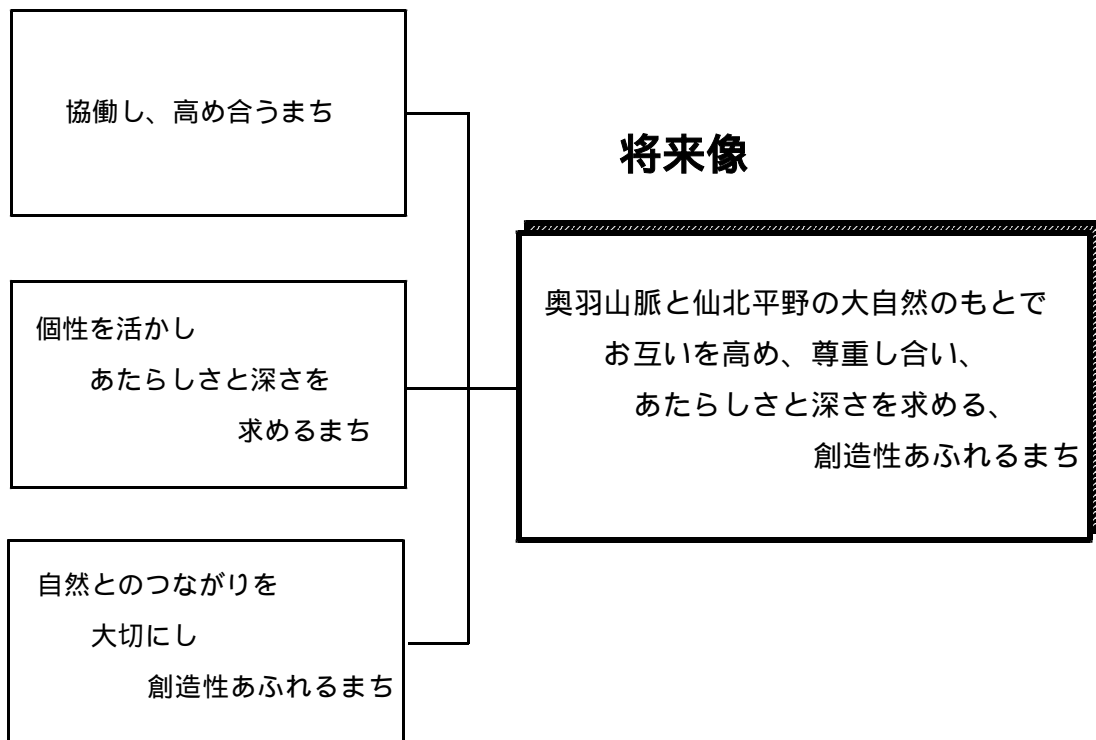
(2) 将来像

新町建設のための3つの基本理念を踏まえながら、地域に暮らす住民が、心からしあわせを実感できるまちづくりを推進していくとともに、新町の将来像を -

奥羽山脈と仙北平野の大自然のもとで
お互いを高め、尊重し合い、
あたらしさと深さを求める、
創造性あふれるまち

- とします。

基本理念



2 新町建設に向けた基本的な考え方

新町については、次の5つの基本的な考え方をもとに、その建設にあたることとします。

(1) 将来像の実現

新町建設にあたっては、基本理念に沿い、将来像を実現するための主要施策並びに重点事業（重点プロジェクト）をもってこれを推進するものとします。

(2) 住民意向の反映

新町建設のための主要施策並びに重点事業については、合併協議会が実施した新しいまちづくりアンケート調査や住民説明会での意見、提案等に加え、旧町村が独自に行ったアンケート調査、移動町民室、座談会での意見、提案等に配慮し、地域住民の意向を十分反映させるよう努めるものとします。また、新町においても地域住民の声をまちづくりに反映させていくものとします。

(3) 均衡ある地域の発展

比較的小規模な合併の利点を最大限に活かすため、旧町村の枠を超えた地域整備はもちろん、中央部、農村部、山間部等を問わず地域全体が発展するようきめの細かい施策を展開し、地域格差のない均衡のある新町の建設に努めます。

(4) 地域一体化の推進

地域住民の利便性の向上と郷土意識の喚起を優先し、新町の一体化が早期に実現するための施策、事業を推進します。

(5) 行政サービス水準の維持、向上

将来の厳しい環境に耐えうる効率的な行政運営と安定した財政基盤を早期に確立し、従来まで地域住民が受けてきた行政サービスの内容などの水準を維持、向上できるように新町の建設に努めます。

3 土地利用の方針

新町の土地利用にあたっては次の基本的な方針のもとに、地域ごとの特色を活かした整備を進めます。

(1) 土地利用の方針

新町は、東の奥羽山脈のすそ野を扇頂部として西へ発達した扇状地に位置しています。167.80 km²の町土については、貴重で有限な財産であることから、地域全体の調和を保ちながら有効な活用を図っていくことが不可欠です。また、住民生活に係る利便性の向上はもちろんのこと、恵まれた自然環境や歴史、風情を守り、継承していく配慮をもって土地の利用を行います。

また、この方針を踏まえ、新町発足後に国土利用計画を速やかに策定し、土地の有効利用を着実に推進します。

地域全体の均衡ある土地利用

地域全体の均衡ある発展を促し、地域間格差が生じない土地利用を進めます。

既存用途を活用した土地利用

公共サービスに供する施設等にあっては、既存施設を最大限に活用していくこととします。新規の整備については、類似施設との重複を避けるなど効率的な配置をもって建設します。

地域の特色や魅力を伸ばす土地利用

長い年月をかけて培ってきた地域の特色や魅力を保ちつつ、更に伸ばす配慮をもって土地の利用を行います。

一体化を促す土地利用

旧町村が早期に一体化するために必要な土地の利用に努めます。特に道路等交通機能のネットワークづくりを推進します。

(2) 地域別整備の方針

町土を現状から山間地域、農業地域、工業地域及び商業・住宅地域に分類し、地域の特性を活かした土地利用を進めます。

山間地域

林業振興はもとより、治山・治水や水源涵養といった公益的機能を保全するとともに、自然とのふれあい体験などのレクリエーションの場としても有効活用を図ります。

農業地域

農業は新町における基幹産業であり、その生産性の向上を図るため生産基盤の整備に努めます。また、優れた農用地を後世に残すため、他用途に変更する場合には慎重に検討し、生産性の低下を招くことのないよう努めます。

工業地域

誘致企業、進出企業及び起業がある場合においては、農村工業導入法による工業団地及び都市計画による準工業地域等への立地誘導を行います。また、土地の先行取得が必要な場合も、この地域内での取得を優先して行います。

商業・住宅地域

新町の中心部に位置している商業地域の空洞化を抑制し、その再興を図るため一般住宅もあわせた街なみの修景等を行うとともに、商業地機能の充実を図ります。

第4章 建設計画

この章では、前章で掲げた基本理念である「協働し、高め合うまち」、「個性を活かし、あたらしさと深さを求めるまち」、「自然とのつながりを大切にし、創造性あふれるまち」を前提に、新町の将来像「奥羽山脈と仙北平野の大自然のもとで、お互いを高め、尊重し合い、あたらしさと深さを求める創造性あふれるまち」の実現に向けた新町建設の主要施策、重点事業(重点プロジェクト)を掲げます。

1 新町建設の主要施策

みんなが健やかに生きるまちづくり

みんなが心身ともに健康であることは、まち全体が健やかであることです。そしてそこにはきっと明るさが生まれてくるのです。なんらかの原因で心身をわずらい、また障害を有したとしても、それをまち全体がやさしくつつみ、癒すまちづくりが必要です。

(1) 健康生活の推進

- まちが一体となった健康づくり活動の推進 -

胎児を含め、生涯を通じて心身ともに健康であることが一人ひとりの願いであり明るく充実したまちづくりの基本です。よって、健康づくりを進めるために不可欠な地域住民と医療機関、行政が一体となった組織づくりを進めます。

保健施設の連携による一体化を図り、健康づくり活動、各種検診(健診)の充実、保健師、栄養士等専門スタッフの育成、住民一人ひとりの健康管理システムの構築など体制づくりを進めます。

地域住民の健康維持のため疾病予防は重要です。地域住民皆検診(健診)を進めるとともに、妊婦保健、母子保健、乳幼児保健、成人保健、高齢者保健を一連の流れとして、各保健センターを拠点に地域保健の充実を図ります。

- 国民健康保険及び老人保健医療の適正かつ円滑な運営に努めるとともに、児童や障害者などを対象に福祉医療の給付を行います。

(2) 医療体制の充実

－いのちを守る医療体制の充実と連携－

- 総合的医療機関を持たない地域であることから大仙市、横手市の総合病院を中核に、地域内の診療所との医療網体制（ネットワーク化）の充実を図ります。
- 適時適切な医療を受けるための救急医療体制の充実や訪問看護体制の確立を医師、看護師、ホームヘルパー等マンパワーの確保などにより推進します。

(3) 地域福祉の推進

－住民みんなでしあわせの実感を－

- 地域住民が世代を超え、互いに助け合いながら地域福祉を進めていくことが大切です。そのための母体となる社会福祉協議会とも連携し、地域全体を包括する体制づくりを進めます。
- 福祉等ボランティアに係る思想の啓蒙と人材の確保、組織の育成に努めます。

(4) 児童福祉の向上

－次代を担う子どもたちのしあわせのために－

- 幼稚園、保育園の一体的な運営を進めるとともに、延長保育、低年齢児保育、一時保育といった機能を充実させ、少子化や共働き家庭が一般化した社会に対応する施設の運営に努め、安心して出産、子育て、就業ができる環境を整えます。
- 子育て支援センターを配備し、相談指導、子育てサークル、育児講座などを通じ、育児支援の充実を図ります。

子どもたちが心身ともに健全に成長できるための環境づくりとして、地域社会への啓蒙や健全育成団体、保護者連絡会などの組織強化を進めます。

(5) 高齢者福祉の向上

- 永く地域に貢献してきたお年寄りのしあわせのために -

介護保険制度の成熟と効果的な運営をめざすとともに、介護予防、自立援助などの施策を公営及び民営施設、社会福祉協議会などとの協力、連携により積極的に進めます。

地域内に4カ所ある在宅介護支援センター間の連携を図り、在宅介護が必要な世帯ごとへのきめ細やかな指導や相談・援助に加え、地域内高齢者の現状把握に努めます。

自立していきいきと暮らす健康年齢をできる限り長く保つため、社会貢献の機会、交流の機会などの提供を進めます。

(6) 障害者福祉の向上

- 障害者の生活に配慮したやさしい社会構築のために -

新たな障害者制度の導入によって障害者福祉に係る新町の役割も一層高まることから、同制度の充実した運営に努めます。また、在宅の障害者については自立を支援するとともに、社会参加、社会復帰の機会拡充を進めます。

地域内に整備された障害者福祉施設等との連携をもって、障害者の生きがいの醸成など障害者福祉の向上を促進します。

公共施設など新町全域を対象にバリアフリー化を推進し、障害者等の生活に配慮した地域社会の構築に努めます。また、障害者やその家族がいつでも相談でき、各種サービスを有効に利用できる体制の充実を図ります。

(7) 母子・父子家庭福祉の向上

- 親子でしあわせな生活を送るために -

子どもの心身ともに健康な成長を確保するとともに、生活の安定と経済的な自立に向けた相談体制の充実や雇用機会の拡充を図ります。

【主要施策】 - みんなが健やかに生きるまちづくり -

項目	主要施策(事業)名	施策・事業の概要
(1)健康生活の推進 まちが一体となった健康づくり活動の推進	健康づくり体制の整備と活動の推進	・地域、医療、行政一体となった健康づくり組織の育成と健康づくり活動の推進。 ・健康意識の向上に資する啓蒙活動の推進。
	妊婦、乳幼児検診(健診)事業	・妊婦検診の充実。 ・就学前乳幼児の健診の推進及び内容の充実。
	成人検診(健診)事業	・生活習慣病予防のための各種検診(健診)の推進及び事後指導の充実。
	予防接種推進事業	・各種予防接種の推進。
	住民健康管理情報システム導入事業	・住民一人ひとりの健康情報の把握と健康指導への活用。
	保健センター連携強化と機能充実	・保健センター3施設のネットワーク化による連携強化。 (住民健康情報の共有による効果的な連携) ・保健師、栄養士等専門スタッフによる健康相談、健康指導業務の充実。 ・心の健康づくりの推進。
	福祉医療等給付事業	・就学前乳幼児及び障害者等への福祉医療費の給付。 ・はり、きゅう、マッサージ施術等への支援。 ・高額医療費、出産費貸付の実施。
(2)医療体制の充実 いのちを守る医療体制の充実と連携	総合医療機関及び診療所ネットワーク事業	・隣接市の総合医療機関と新町内診療所との連携体制の確立。
	救急医療体制等の充実	・隣接市の総合医療機関との連携による休日、夜間医療体制の充実。 ・新町内診療所等との連携による祝祭日医療輪番体制の充実。 ・救急医療体制の充実と訪問看護体制等の確立。
(3)地域福祉の推進 住民みんなであわせの実感を	地域福祉の基盤強化	・社会福祉協議会等組織との連携と支援。 ・児童生徒から地域住民、団体、事業所等を対象に福祉、環境等広範囲でのボランティアを育成。
(4)児童福祉の向上 次代を担う子どもたちのあわせのために	幼稚園・保育園の一体的運営	・3カ所の幼稚園、保育園ともに一体的運営を実施。 ・地域情報システムを通じ、施設間交流を実施。 ・必要な施設、設備の充実。

	次代を担う子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保育、延長保育等の実施。 ・低年齢児保育の実施。 ・子育て講習会、相談等の実施。
	放課後児童健全育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童に対しての必要な保育の実施。 ・放課後、休日等における児童館等を通じた情操、体位向上等事業の実施。
	子育て支援センター設置運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援センターを設置し、支援、相談等の実施。
(5) 高齢者福祉の向上 永く地域に貢献してきた お年寄りのしあわせのため	高齢者福祉施設の連携と機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ・公営、民営施設の連携と機能充実。 ・必要な施設、設備の充実。
	在宅介護支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅介護支援センター（基幹型、地域型）間の情報の共有化等連携による機能強化。 ・介護予防、自立化支援施策の充実。 ・高齢者住宅整備資金貸付事業の実施。
	高齢者生きがい対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターの設置と機能充実。 ・生きがい活動支援の実施。 ・社会参加の機会拡大及び世代間交流の促進。 ・敬老式、金婚式等の実施。
(6) 障害者福祉の向上 障害者の生活に配慮した やさしい社会構築のため	障害者福祉施設の連携と機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ・新町内外に所在する公営、民営施設の連携と機能充実。 ・新たな障害者制度の円滑な運用。 ・在宅福祉サービスの充実。 ・必要な施設、設備の充実。
	バリアフリー化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新町内の公共施設、道路、街なみ等の総合的バリアフリー社会の推進。 ・民間施設、事業所等におけるバリアフリー化の推奨。
	在宅障害者への支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅障害者及び家族の相談体制と支援施策の充実。 ・障害者の就業、社会参加の機会創出と拡大。 ・障害者住宅整備資金貸付事業の実施。
(7) 母子・父子家庭福祉 の向上 親子でしあわせな生活を 送るために	相談及び支援対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・該当家庭の就業、家事、育児等の相談体制の充実と情報交換の場の創出。 ・母子家庭及び寡婦家庭住宅整備資金貸付事業の実施。

みんなが活力を生み出すまちづくり

仙北平野の肥沃な土壌に恵まれこの地域を支えてきた農業、先人の努力で賑わいを醸し出してきた商業、生産と労働のよろこびを与えている工業・・・均衡のとれた産業の振興を図り、活力あるまちづくりを進める必要があります。

(1) 農林業の振興

- 肥沃な土壌と大いなる山脈に力強い農林業を -

安定した農家経営を実現するため高品質かつ良食味の水稲生産を中心とし、野菜、果樹、花き、畜産等との複合経営による所得の向上と、付加価値の高い特産品の開発を進めます。

農業の主体的な担い手となる認定農業者の確保・育成を図るとともに、担い手を中心とした生産法人・グループ等の育成に努めます。

魅力ある農業を推進するため、整備の必要な地区についてはほ場の大区画化を推進するとともに、既大区画化ほ場については協業化、作業効率の向上、生産コストの削減に努めます。

農産物、加工品、特用林産物及び畜産物については、地域の加工、直売所の相互連携を通じて販売するほか、地産地消を進めるため地域内の公共施設、レクリエーション施設、余暇施設等での地場産品の活用など流通経路の拡大、獲得に努めます。

牛、豚等を中心とした畜産については、その需要の動向、価格の動向への的確な対応と安定した経営の確保に努めます。

林業では間伐等の森林整備を推進し、良質材の生産を進めるとともに、公益的機能を有する豊かな森林の育成に努めます。更に、地域性のある特用林産物の生産を進めます。

(2) 工業の振興

- 企業が進出しやすい環境の整備と就労機会の拡大を -

業種によって、農村工業導入法による工業団地、都市計画による準工業地域等への立地誘導を図ります。また、その際には土地の先行取得に努め、優良な企業が進出しやすい環境の整備を進めます。

若者の就労機会を確保するため、公害をもたらさない先端技術型、研究開発型企業や高速交通体系をとらえた物流産業などの企業の誘致を進めます。

(3) 商業の振興

- 商店街の活性化と地元購買の推進を -

商店街を形成している地域の活性化計画に基づいた魅力ある商店街づくりを進めるとともに、街なみの修景事業をはじめとしたゆとりのある市街地空間の創出に努めます。

商店街や個々の商店間において、旧町村の区域を超え、地域全体で連携のとれた一体的な商業活動が実現するよう、体制づくりや情報技術の利用など地域全体の商業振興を促します。

地域内はもとより、近隣市町村の購買も吸収できるような魅力ある商店街を創るため、制度資金の活用等による店舗の近代化や駐車場の設置、商品の多様化や高級化、接客技術の向上などを推進します。

地元で収穫された新鮮な農産物や付加価値の高い特産品の新たな販路を開発するため、パソコン等を活用し生産者と商業小売店、消費者との情報ネットワーク構築により連携のとれた商品流通を進めます。

点在している商店の振興を図るため、コミュニティ（地域交流）店舗の形成などによる支援に努めます。

(4) 労働・雇用対策の充実

- 働く意欲に応え雇用の場の創出を -

均衡のとれた人口構造や地域の担い手を確保するため、魅力ある労働環境や雇用の場の確保と創出に努めます。

労働者の快適な住環境を確保し、若者の定住化を促進するため宅地開発や分譲などを進めます。

就労機会を少しでも拡大するため就業相談体制を充実し、就労に関わる情報提供などを継続的に進めます。

出稼ぎ者の安全就労を確保するとともに家族や郷土との連絡が密にできるよう支援します。また、出稼ぎ互助会の加入を促進します。

【主要施策】 - みんなが活力を生み出すまちづくり -

項目	主要施策(事業)名	施策・事業の概要
(1)農林業の振興 肥沃な土壌と大いなる山脈に力強い農林業を	水稲生産の充実と複合経営の推進、支援	<ul style="list-style-type: none"> ・高品質、良食味米生産によるブランド化の推進。 ・水稲を中心とした複合経営の推進と農業所得の向上。 ・高付加価値特産物の開発と生産の推進。
	認定農業者等育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者育成のための技術習得事業の実施。 ・各種講習会、講演会の実施と生産法人等の育成。
	ほ場の整備と効率的活用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ほ場の大区画化(ほ場整備)の実施。 ・農道、水路等基盤整備事業の実施。 ・快適な農村環境整備事業の実施。 ・協業化、作業効率化等ほ場の効果的活用の推進。
	戦略作物生産支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・野菜、花き等戦略作物の生産に係る技術、生産環境への支援。 ・戦略作物団地化への支援と生産組織の育成。
	特産物の開発と地産地消のまちづくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・加工、非加工特産物の技術開発と生産への支援。 ・地元商店、各種施設等を通じた地産地消体制の確立。 ・加工、直売施設の整備及び流通販路の開発。 ・既存加工、直売施設の連携と新規施設の整備。 ・グリーンツーリズムへの取り組み。
	畜産振興支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新町に適した優良品種導入の推進。 ・飼育施設等の環境整備への支援。 ・堆肥処理施設等の整備。 ・安定経営のための市場情報の提供。 ・防疫対策の実施。
	林業振興支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の整備に関する総合的支援の実施。 ・良質材生産にかかる技術講習会等の実施。 ・森林保全事業の実施。 ・特用林産物の特産品化の推進。
(2)工業の振興 企業が進出しやすい環境の整備と就労機会の拡大を	企業誘致推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある優良な進出企業への奨励措置の実施。 ・企業用地の先行取得。 ・先端技術型、研究開発型企業及び高速交通体系をとらえた物流産業等の誘致。
	起業等育成支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新町の発展に寄与する起業(家)への支援。 ・地域資源等を活かしたコミュニティビジネスへの支援。
(3)商業の振興 商店街の活性化と地元購買の推進を	商店街活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街活性化のための総合的施策の実施。 ・集客力と魅力のある商店街に資する街なみ修景事業の実施。

	地域商業ネットワーク化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・既存地域を超えた連携による販売、集客等商業活動に対する支援。 ・制度資金による融資制度の運用。 ・魅力ある商店、商店街づくりへの支援。 ・地産地消を基盤とした連携のとれた流通体制の確立。 ・消費者との情報ネットワークの構築。
	地域交流(コミュニティ)店舗支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・点在する地域商店と地域コミュニティの連携支援。
(4)労働・雇用対策の充 実 働く意欲に応え雇用の場 の創出を	起業等育成支援事業(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用機会の創出に寄与する起業(家)への支援。 ・地域資源等を活かしたコミュニティビジネスへの支援。
	雇用情報の提供等	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携による雇用情報提供サービスの実施。 ・雇用情報提供と相談体制の整備。 ・技能講習会、研修会等の実施。
	企業誘致推進事業(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある優良な進出企業への奨励措置の実施。 ・企業用地の先行取得。 ・先端技術型、研究開発型企業及び高速交通体系をとらえた物流産業等の誘致。
	出稼ぎ支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・出稼ぎ労働者の援護。
	住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・若者をはじめ労働者の住環境の整備。

みんなが集いふれあうまちづくり

ここには奥羽山脈の山なみや仙北平野の広大な田園風景に加え、優れた観光資源が数多くあります。この貴重な資源をもとに、それぞれの町村で独自に活用してきた施設等の連携や融合に努め、みんなが集い、ふれあうまちづくりを進めることが必要です。

(1) 公園整備と地域の緑化

- 交流の場とともに緑を育てる憩いのまちに -

憩いとふれあいの場や快適な生活環境づくりのため、児童公園、農村公園などの整備を進めます。また、地域の協力を得て公園の清掃など美化活動を促進します。

自然環境に恵まれたまちとして、道路沿いや公共施設等への積極的な植樹や花の植栽を進め、緑化活動を促進します。

(2) 地域活動の振興

- コミュニティの醸成に努め、地域に活力を -

地域住民の新町に対する共通した郷土意識を醸成し、地域、世代、学校や団体間の積極的な交流を促すことで、活発なコミュニティ社会の構築に努めます。

希薄化しつつある地域の結びつきを高め、地域社会の活力を醸成するため自治会組織、地域の子ども会などの自主活動の喚起を促し必要な支援に努めます。

(3) 観光の振興

- まちの賑わいを創出し産業への発展を -

それぞれのすぐれた観光資源の個性を活かし、そのネットワーク化により既存の範囲を超えた魅力の向上に努めるとともに、観光ニーズに対応した新たな観光資源の開発に努めます。

観光資源の有効活用によって、通年型及び中期滞在型観光地の形成をめざします。また、伝統行事やさまざまな既存イベントの合同開催、同時開催等の融合によって地域間交流の醸成も喚起します。

施設面では千畑地域の仏沢公園や大台野広場、六郷地域の清水と森の里やあらしな公園、仙南地域の雁の里ふれあいの森やカントリーパーク、行事や催しでは千畑地域のラベンダーまつり、六郷地域の清水まつりやカマクラ行事、仙南地域の各種フェスティバルなどの効果的な活用と季節的な連携をもって内外の誘客に努め、まちの賑わいを創出させ産業へと発展するよう推進します。

観光協会との連携を深め広報宣伝の充実を図ります。特に観光ホームページを利用した新たな観光情報の発信を進めます。

(4) 余暇・レクリエーション施設の充実

- 個々の要望に応え、世代間交流ができる施設運営の 充実をめざして -

それぞれの地域に整備された温泉や公園、運動施設などを効果的に結び、余暇の過ごし方に関して多様化する人々の需要に十分応えうる施設の整備と運用の充実を図ります。

幼児・児童から若者、高齢者に至るまで、それぞれの年齢層が分け隔てなく世代間交流が可能となるような施設の運営を進めます。

(5) ふるさとイベントの連携

- まちを一つにつなぐ交流イベントの開催 -

各種社会教育事業やスポーツ大会に加え、産業祭、ふるさとまつりなどさまざまな催し物を一体的に開催することで地域間の交流を深めるとともに、まち全体を対象とした新たなイベントを催すことなどによって新町の一体化を進めます。

まちを一つにつなぐため、イベントや交流会等を主催する世代ごとのグループや人材を育成します。

カマクラ行事やぼんでん奉納など、それぞれに受け継がれている伝統行事や祭事などへの積極的な相互参加を促し、郷土意識の醸成を進めます。

【主要施策】 - みんなが集いふれあうまちづくり -

項目	主要施策(事業)名	施策・事業の概要
(1)公園整備と地域の緑化 交流の場とともに緑を育てる憩いのまちに	公園、緑地整備事業	・農村、市街地、山間地域に適した公園等施設の整備。 ・公共施設、道路沿いの緑化及び美化活動の推進。 ・仏沢公園、大台野広場、六郷湧水群(清水の里)、雁の里等地域の特色を活かした公園等施設の整備。
(2)地域活動の振興 コミュニティの醸成に努め、地域に活力を	地域住民交流事業	・コミュニティ施設の活用促進と整備。 ・各種文化、スポーツ、産業等全町イベントの開催。 ・学校間、幼稚園、保育園間ふれあい交流事業の実施。
	地域のまちづくり活動支援事業	・地域住民の自主的なまちづくり活動、交流等コミュニティ事業への支援。 ・自治会、子ども会、青年会、老人クラブ、NPO等の地域間交流に対する支援。
	地域振興基金の設置	・地域住民の交流や新町の地域振興を図るための基金設置。
(3)観光の振興 まちの賑わいを創出し産業への発展を	観光資源等ネットワーク化事業	・温泉施設の連携等で中期滞在型観光地の形成。 ・仏沢公園、大台野広場、六郷湧水群(清水の里)、雁の里等に伝統行事、季節的なイベント等を連携させた通年型観光地の形成。 ・散策路、自転車ロード等環境整備の実施。 ・角館、田沢湖等他地域との連携強化。
	観光振興に向けた体制の充実	・観光協会等の体制整備と新たな情報発信。
(4)余暇・レクリエーション施設の充実 個々の要望に応え、世代間交流ができる施設運営の充実をめざして	余暇・レクリエーション施設の充実	・既存の余暇・レクリエーション施設の機能整備と充実。 ・利用者の需要に応えた施設の運営。
(5)ふるさとイベントの連携 まちを一つにつなぐ交流イベントの開催	全町行事・イベント開催事業	・生涯学習成果の発表会、スポーツ大会、ふるさとまつり等の開催。 ・産業祭、成人式、敬老会、金婚式等諸行事の開催。 ・新町誕生記念イベントの開催。
	伝統行事の相互参加	・地域に根ざした伝統行事への全町参加の促進。

みんなが暮らしやすいまちづくり

まちの利便性を高める交通体系の整備、快適な生活を営むための上・下水道等の普及、生活に豊かさを与えてくれる自然環境の保全・・・みんなが暮らしやすい社会をつくるため、生活基盤を充実させる必要があります。

(1) 道路、排水路体系の整備、充実

- 交通体系の整備で地域と地域の暮らしをつなぐ -

国県道、地方道を問わずこの地域全体に係る暮らしの生命線は道路であることから、町道にあっては拡幅改良及び交通安全施設の設置を、国県道で整備が必要な箇所や路線については関係機関の協力を得ながら整備を進めます。

道路整備にあたっては、拡幅改良といった構造面に限らず、集落や施設、集落と近隣市町村など道路連携（連絡網、ネットワーク化）にも重点を置き、必要である区域については道路の新設を進めます。

2つの鉄道駅を有することから、まち全体の利便性が向上するような視点で道路の整備を進めます。

道路等交通基盤の整備と並行して住民の交通手段の確保が必要であることから、地域内循環バス等の運行を進めます。

雨水排水路を中心に整備を進め、大雨による排水路からの溢水による浸水等災害が発生しないよう道路と併せて整備を進めます。

県内有数の豪雪地帯にあって、冬期間の交通は人々の暮らしやすさを確保する上で最も重要な課題であることから、除排雪機械の必要台数を確保するとともに人的体制にも万全を期すよう努めます。

冬期間の交通を確保する方策では、行政における除排雪のみならず民間への作業委託を実施するとともに、消雪、融雪、流雪といった地域の特性を考慮した施策も進めます。

(2) 上水道の整備、普及

－自然の恵みを受けながら安定した生活水をおくる－

- 安全で良質な生活水を安定的に供給するため、施設の改修、水源周辺の環境保全に努めます。また、事業の実施にあたっては、安定した収支を確保するよう経営基盤の強化に努めます。
- 施設整備が完了し供用開始している地域については、対象地域の全世帯普及をめざします。また、上水道による生活水の供給が必要にもかかわらず未供用の地域については早急に整備を実施し、良質水の安定的な供給を促進します。
- まち全体が奥羽山脈を源として発達した扇状地上にあり、地下水を汲み上げ生活水としている地域が比較的広範囲にわたっていることから、その水質も併せて地下水源の保全に努めます。

(3) 下水道等の整備、普及

－浄化施設で汚水を処理し、環境にやさしさをおくる－

- 自然環境の保全を図るため、農業集落排水施設、公共下水道施設、合併処理浄化槽及び大曲仙北広域市町村圏組合が運営するし尿処理施設により地域や地形にあった形態での汚水処理を進めます。また、事業の実施にあたっては、安定した収支を確保するよう経営基盤の強化を図ります。
- 施設整備が完了し供用開始している地区については対象地区の全世帯普及をめざします。また、未整備地区については計画に基づいた整備を実施し、早期の供用開始を進め、対象地区の全世帯普及をめざします。

(4) 快適な住環境の整備

- 若者はじめ各世代が快適に生活できるまちに -

若い世代の定住、都市部からのUターン者の受入れや、高齢者、障害者に配慮した多様な住宅環境の提供と拡充に努めます。

都市計画区域にあっては用途地域への適切な宅地誘導を図るとともに、住民の要望に合わせた快適な環境整備が伴う宅地造成等を進め、良好な宅地の確保供給に努めます。

労働者の快適な住環境を確保し、若者の定住化を促進するため宅地開発や分譲などを進めます。 - 再掲 -

(5) 冬の生活と利便性の充実

- 雪とともに生活を営む -

県内有数の豪雪地帯にあって、冬期間の交通は人々の暮らしやすさを確保する上で最も重要な課題であることから、除排雪機械の必要台数を確保するとともに人的体制にも万全を期すよう努めます。 - 再掲 -

冬期間の交通を確保する方策では、行政における除排雪のみならず民間への作業委託を実施するとともに、消雪、融雪、流雪といった地域の特性を考慮した施設整備も進めます。 - 再掲 -

雪による事故や災害を防止するため、道路の除排雪をはじめ、交通事故の防止、高齢者・障害者世帯の保護、情報機能を用いた公共施設との通信など、安心な日常生活が確保できるよう体制づくりを進めます。

次代を担う子どもたちに冬の生活の仕方を伝えていくとともに、地域の施設を利用した滑るスキーや歩くスキーなどを奨励し、雪国育ちの子どもならではのスポーツ技術や遊びの習得を促進します。

雪国独自の地域文化や祭事が多くあることから、その伝承や世代間の交流を進めます。

(6) 環境保全と廃棄物処理体制の充実

－環境を守り資源を大切にすゝる気持ちをもつて－

- 本地域における環境の保全・保護を図るため、自然を活用した新しいエネルギーの検討も含めた計画を策定し、環境と共存するまちづくりを進めます。
- まち全体が奥羽山脈を源として発達した扇状地上にあり、地下水を汲み上げ生活水としている地域が比較的広範囲にわたっていることから、その水質も併せて地下水源の保全に努めます。－再掲－
- 家庭から出るごみについては減量化と分別収集を推進し、大仙美郷環境事業組合の処理施設を通じた再資源化と環境に配慮した最終処分を行います。事業所から出るごみについても法律に基づいた分別の徹底と減量化に努め、まち全体で循環型地域社会の確立を図ります。
- まちが最も誇れる自然環境を永く後世につなげていくため、ごみの不法投棄を追放し、道路、河川、山間部の環境美化活動を推進します。また、地域の人々の環境保全と美化活動への積極的な参加を呼び掛けていきます。
- 環境保全を図るため、大曲仙北広域市町村圏組合が運営する斎場の整備を進めます。

(7) 公害の防止

－自然を大切にし、公害のないきれいなまちに－

- 大気汚染、水質汚染、土壌汚染、騒音振動などの公害を未然に防止するため、指導監視体制の充実を図り、必要な場合は関係機関と連携のうゝえ所要の措置を講じるよう努めます。

(8) 土地の計画的利用と保全

－環境と調和のとれた有効な土地の活用を－

- 国土利用計画を策定し、農業振興、都市計画、自然環境など他の計画との整合を図りながら周辺環境との調和がとれた開発を促し、計画的な土地利用を進めます。
- まち全体が美しく多くの恩恵を与えてくれる自然環境のもとにあつて、土地は必要不可欠な財産であり、その利用にあつては調和を第一に進めます。

【主要施策Ⅳ】－みんなが暮らしやすいまちづくり－

項目	主要施策(事業)名	施策・事業の概要
(1)道路、排水路体系の整備、充実 交通体系の整備で地域と地域の暮らしをつなぐ	各種道路整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新町の一体化や利便性に資する道路の改良舗装等工事の実施。 ・国道13号及び主要地方道、一般県道へのアクセスに資する道路の改良舗装等工事の実施。 ・集落間、施設間、近隣市町村等へのアクセスに資する道路の改良舗装工事の実施。 ・交通安全施設の整備。
	鉄道駅連結道整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・飯詰駅、後三年駅への利便性向上に資する道路の改良舗装工事の実施。
	道路側溝整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水や冬期間の除雪に起因した溢水防止等のための道路側溝の整備。
	地域内交通の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・地域循環バス、乗合いタクシー等の運行。
	除排雪機械整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・重機、トラック等除排雪機械の整備、更新。 ・必要台数の確保。
	除排雪施設の整備と体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・消雪、流雪、融雪施設敷設工事の実施。 ・民間委託を加えた除排雪体制の充実。
(2)上水道の整備、普及 自然の恵みを受けながら安定した生活水をおくる	簡易水道施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易水道が必要な地域について施設整備を実施。
	地下水源保全事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水の水質、水量管理と保全の実施。
(3)下水道等の整備、普及 浄化施設で汚水を処理し環境にやさしさをおくる	下水道等施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域別実施している農業集落排水事業、公共下水道事業を計画的に実施。
	合併処理浄化槽設置支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・計画区域以外については、合併処理浄化槽の設置を推奨、支援。
	広域し尿処理施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・大曲仙北広域市町村圏組合が運営するし尿処理施設の整備。
(4)快適な住環境の整備 若者はじめ各世代が快適に生活できるまちに	公営住宅整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・若者の定住及び高齢者や障害者に配慮した公営住宅の整備。 ・既存公営住宅の改修。
	宅地分譲事業	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地造成による快適な住環境の提供。
(5)冬の生活と利便性の充実	除排雪機械整備事業(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・重機、トラック等除排雪機械の整備、更新。 ・必要台数の確保。

雪とともに生活を営む	除排雪施設の整備と体制の充実(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・消雪、流雪、融雪施設敷設工事の実施。 ・民間委託を加えた除排雪体制の充実。
	高齢者等要支援世帯の冬期生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者世帯、障害者世帯等冬期間生活に支援が必要な世帯への支援の実施。
	冬季スポーツの励行	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒のスキー技術習得のための指導充実。
(6) 環境保全と廃棄物 処理体制の充実 環境を守り資源を大切に する気持ちをもって	総合的な地域環境保全事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新町全体の環境保全のための総合的計画策定と施策の実施。 ・公共施設等のISO14001認証取得の推進。 ・森林、河川等自然環境の保全。 ・環境美化活動の推進。
	地下水源保全事業(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水の水質、水量管理と保全の実施。
	地域新エネルギー活用事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新エネルギー活用のための計画策定と施策の実施。
	循環型地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・資源再利用の推進と施設整備。 ・生ごみ処理機購入への支援。 ・全域的な再資源等分別収集体制の充実。 ・ごみ減量化、再資源利用推進組織の育成。
	広域斎場整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・大曲仙北広域市町村圏組合が運営する斎場の整備。
(7) 公害の防止 自然を大切に、公害の ないきれいなまちに	地下水源保全事業(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水の水質、水量管理と保全の実施。
	指導監視体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携による指導監視体制の充実。
(8) 土地の計画的利用 と保全 環境と調和のとれた有効 な土地の活用を	地籍調査事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新町土地管理の基礎となる地籍調査事業の推進。 ・調査結果の電子化等管理体制の整備、充実。
	国土利用計画策定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・新町土地利用の基礎となる国土利用計画の策定と実施。

みんながふるさとを創るまちづくり

この地域は、長い歴史の中で、先人のたゆまぬ努力によってまちづくりが行われてきました。そしてこれから、新しいふるさとを創っていくため、地域を支える人材の育成と、時を経て受け継がれてきた文化、伝統を次代へしっかりと継承していくことが必要です。

(1) 乳幼児教育の充実

- 乳幼児期の澄んだところと丈夫なからだを大切に育てる -

乳幼児期が生涯にわたる人間形成の基礎を培う時期であることを踏まえ、園児の主体的な活動を促し、幼稚園、保育園の一体的な運営を進めます。また、施設間の連携を深め、乳幼児の相互交流等も進めます。

幼稚園、保育園舎や通園バスなど施設環境の充実を図り、園児がのびのびと生活するための創意ある指導内容の充実に努めます。また、地域、家庭及び小学校との連携のとれた乳幼児教育も進めます。

各家庭において、乳幼児に適切な子育てができるよう子育て支援センターとの連携体制を構築していくとともに、幼稚園、保育園にあっては、延長保育、低年齢児保育、一時保育の実施など運営の充実を図ります。

子育て支援センターの機能を一層充実させ、乳幼児教育を幼稚園、保育園のみに頼ることのないよう保護者や家族の子育て研修会等学習機会の確保・充実に努めます。

(2) 学校教育の充実

- 調和がとれ創意に満ちた子どもたちを育てる -

義務教育課程においては、知、徳、体の調和がとれた児童生徒の育成をめざすとともに、心の教育にも重点を置き、豊かな人間性を育むよう小学校、中学校での一貫した特色ある教育を実践します。

家庭や地域との連携を密にし、「不登校」や「いじめ」、「非行」といった心に起因する児童生徒の障害を早期に発見、対処できる体制を整えます。また、児童生徒を犯罪等の危険から守る体制整備に努めます。

小学校、中学校舎及び屋内外運動場や通学バスなど施設環境の充実を図ります。特に情報化時代に対応したコンピュータ室、校内LAN（構内通信網）といった施設の充実に努めます。

知的、身体的障害を有する児童生徒が良好な環境の中で、学び、生活できる指導体制や施設などの整備に努めます。

国際化社会に対応した人材の育成や英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、外国語指導助手（ALT）の招致をはじめとした国際理解を深める教育を小学校、中学校を通じて進めていきます。

週5日制に対応した教育課程の充実を図るとともに、ふるさと教育の積極的な推進などにより、豊かな人間性と社会性を兼ね備えた児童生徒の育成に努めます。

学校相互の交流を進めることによって、児童生徒に人と人との交流を学習させるとともに一体感の醸成に努めます。また、新町唯一の高等学校である六郷高等学校との連携も進めます。

創意に満ちた人材育成のため、義務教育から高等学校、大学といった上位学校への希望者が安心して進学し勉学に励めるよう、奨学資金制度等の援助を行います。

(3) 社会教育の推進

- 生涯学習を通じいきいきとした人生をおくる -

いきいきとした生活を営むため生涯学習の重要性が高まり、人々の学習への多様な要望に柔軟に対応するさまざまな学習機会の提供が求められています。そのため、公民館や各種施設が拠点となり個別要望に応えるための機能拡充と、生涯学習には不可欠な図書館の整備、蔵書内容の充実とともにネットワーク化を進めます。

学習活動への支援や、組織の育成を図るために不可欠な指導者、リーダーなどの人材を育成するとともに、生涯学習ボランティアの登録などを進めます。

学習する人々やグループ、サークル間の交流を促進し、学習成果をまちづくりに反映させるような体制づくりに努めます。また、学習の習熟度を高めるとともにまちの一体感の醸成を図るため、合同発表会などの積極的な開催を促します。

(4) スポーツの振興

- スポーツを通じ健康で楽しい人生をおくる -

心身ともに健康な生活を営むため、スポーツを社会教育の一環としてとらえ、地域の社会体育施設の効果的な活用を促進します。また、スポーツを通じた地域間、世代間交流も同時に行うため各種目の交流大会などを開催します。

今や人々の生活に欠かすことのできないスポーツは、個々の適性や好みに合った種目へと個別化していることから、それらの要望に応えうる施設や設備の充実、運用に努めます。

スポーツ（体育）指導員らの技術向上を図るとともに、スポーツの普及に努めます。また、スポーツ少年団の育成にも力を入れるなど、少年少女期からスポーツを楽しめる体制づくりを進めます。

恵まれたスポーツ施設を利用し、すぐれた競技選手の輩出をめざします。

(5) 歴史と文化の保存と創造

- 先人の思いが込められた伝統の継承と新しい文化をつくる -

先人の伝統、文化を継承し永く正しく後世につなぐため、地域に数多く現存している遺跡や史跡、文化財、歴史資料、記録等の保存を積極的に行い、郷土資料館などの施設を整備し、その機能を充実させることによって人々の教育的視点からの理解を深めます。

小正月行事など地域の伝統行事についても保存会組織や後継者育成に努め、永く後世に伝えていきます。また、誘客が可能な行事については、その歴史的本質を失わないよう配慮しつつ観光との結びつきで賑わいを創出します。

生涯学習と連携しながら人々の活発な芸術文化活動の助長を促し、推進グループ、サークルの育成に努めるとともに、文化講演会、音楽会、観劇など優れた芸術文化に接する機会の充実を図ります。

(6) 人材育成と地域、国際交流の推進

- まちづくりをリードする人材の育成を図る -

行政主導のまちづくりから、地域がリードするまちづくりへの転換をめざすため、住民のまちづくりへの意欲喚起と団体や青年を中心としたまちづくりリーダーなどを育成するため、各種研修会への派遣や人材育成のための基金の設置等を検討し、人材の育成に努めます。

国際化時代に対応したまちづくりを進めるため海外との友好都市交流を進めるとともに、国際社会に通用する人材育成のため海外研修や国際交流を推進します。

まち全体に広い視野と新しい発想・意欲を醸し出すため、都市や海岸部など異なる風土にある地域、自治体との交流を進めます。

【主要施策】 - みんながふるさとを創るまちづくり -

項目	主要施策(事業)名	施策・事業の概要
(1)乳幼児教育の充実 乳幼児期の澄んだこころと丈夫なからだを大切に育てる	幼稚園・保育園の一体的運営(再掲)	・3カ所の幼稚園、保育園ともに一体的運営を実施。 ・地域情報システムを通じ、施設間交流を実施。 ・必要な施設、設備の充実。 ・地域、家庭、小学校との連携の推進。
	次代を担う子育て支援事業(再掲)	・一時保育、延長保育等の実施。 ・低年齢児保育の実施。 ・子育て講習会、相談等の実施。
	子育て支援センター設置運営事業(再掲)	・子育て支援センターを設置し、支援、相談等を実施。
(2)学校教育の充実 調和がとれ創意に満ちた子どもたちを育てる	基礎学力向上と心の教育の充実	・小学校、中学校を通じた一貫性のある教育の実施と基礎学力の向上。 ・外国語指導助手(ALT)の設置と語学の学校間交流。 ・心の教室相談員の設置等情操教育の充実。 ・学校、家庭、地域の連携による教育の推進。
	学校教育施設整備事業	・必要な学校教育施設、設備の充実。 ・学校給食センターの施設整備。 ・情報教育設備の充実。 ・障害児童、生徒に配慮した施設、設備の充実。 ・防護設備、非常通報装置等犯罪被害等の未然防止体制の整備。
	ふるさと発見活動事業	・新町全体の歴史や風土、文化を学び、ふるさとへの愛着心を育む教育の実施。
	学校間交流促進事業	・学習、ふれあい、クラブ活動等を通じた学校間交流の実施。 ・小学校、中学校及び六郷高等学校等との交流の実施。
	奨学資金貸付事業	・上位学校への進学希望者に資金貸付を実施。
(3)社会教育の推進 生涯学習を通じいきいきとした人生をおくる	生涯学習拠点施設整備事業	・公民館及び図書館施設等の整備、充実。 ・図書館機能及び蔵書の充実とネットワーク化。 ・生涯学習施設の連携と学習サービスの充実。
	生涯学習に係る成果発表会等の推進	・新町全体での学習成果発表会等の開催。 ・地域社会への生涯学習成果の反映機会拡大。 ・生涯学習グループの交流促進。
	生涯学習リーダー等人材の育成	・リーダー、指導者育成のための支援。 ・生涯学習ボランティアの育成、登録の推進。
(4)スポーツの振興 スポーツを通じ健康で楽しい人生をおくる	社会体育施設整備事業	・体育館、競技場、多目的運動広場等必要施設、設備の充実。 ・施設間連携による利用の促進。

	交流ふれあいスポーツ大会等の開催	・新町全体でのスポーツ交流会等の開催。
	自分に適したスポーツ種目の励行、支援	・各種の社会体育施設を活かし、自分に適したスポーツを励行し、指導援助する体制の確立と支援。 ・各世代が自由に参加しスポーツを楽しむ体制の整備。 ・スポーツ少年団の育成と支援。 ・新スポーツ等提供サービスの充実。
	社会体育指導者等人材の育成	・指導者、リーダー育成のための支援。 ・社会体育ボランティアの育成、登録の推進。
	第62回国民体育大会等各種競技大会の開催	・国体(自転車競技大会、バドミントン大会)、プレ国体の開催。 ・各種全県、東北、都市競技大会等開催。 ・国体参加選手等競技スポーツ選手の育成。
(5)歴史と文化の保存と創造 先人の思いが込められた伝統の継承と新しい文化をつくる	ふるさと文化資料館等施設整備事業	・ふるさとの文化、歴史資料等を保存、伝承する施設、設備、周辺環境等の整備、充実。 ・史跡、遺跡等の調査、保全と周辺環境の整備。
	伝統文化、行事等の保存と伝承の推進	・カマクラ(天筆)行事等伝統行事の伝承。 ・文化財指定と保存、保全の実施。 ・歴史編さん事業の実施。
	芸術文化のまち振興事業	・生涯学習との連携による芸術文化活動の助長。 ・芸術、文化講演会、音楽会、観劇等の開催。 ・文化会館等の整備。
(6)人材育成と地域、国際交流の推進 まちづくりをリードする人材の育成を図る	まちづくり人づくり事業	・新しいまちづくりに向けた人材育成のための支援。 ・人材育成のための研修会、国内外派遣の実施。 ・青年等を中心としたまちづくり組織の育成、支援。
	まちとまち交流事業	・国内外のさまざまな地域との交流促進。 ・産業、文化、教育等分野別地域間の交流促進。

みんなが安心しころやすらぐまちづくり

災害や事故を未然に防ぎ安全かつ安心な地域づくりを進めることは、なによりも優先しなければなりません。万一の事態に備えた防災体制や事故防止体制、犯罪防止体制を整え、みんなが安心でき、心がやすらぐまちづくりを進める必要があります。

(1) 防火・防災体制の充実

- 災害に備えた体制の整備を図り、万一の被害を
最小限に防ぐ -

まち全体を網羅した地域防災計画の策定を早急に行い、万一の災害に備えた防災体制の充実を進め、防火水槽や資材の備蓄基地、防災センターといった各種施設についても併せて整備を進めます。

大曲仙北広域市町村圏組合の常備消防体制の充実と、地域の消防防災体制の要である消防団の体制整備を早急に進めます。また、災害発生時に地域内での活躍が期待される自主防災組織の充実にも努めます。

防災意識の普及啓発、避難訓練の実施など、日ごろから防災に対する備えを保ちつつ、火災や災害発生時に迅速で適切な対応が図れるよう地域住民の意識と知識の向上に努めます。

(2) 交通安全の推進

- 交通事故を防ぎ、秩序ある車社会をつくる -

危険個所への歩道設置やカーブミラー、ガードレール、道路の標示線など交通安全施設の整備を進めます。

交通安全への認識を深めるための啓蒙活動を推進し、また交通指導隊、交通安全協会や交通安全母の会など推進団体と連携をとり、地域、学校、職場が一体となって交通安全運動を進め、事故の撲滅を図っていきます。

(3) 青少年健全育成の推進

- 明るい未来を持った青少年の健全な成長を育む -

次代を担う青少年の健全な育成を確保するため、住民主体の推進団体の活動を支援するとともに学校や地域との連携を図り、非行等の未然防止に努めます。

豊かな人間性を持ち、社会参加や貢献ができるよう健全な育成を図るとともに、青少年の新鮮な意見やアイデアを行政施策に反映していく仕組みをつくるなど、社会と青少年の距離感をなくすような活動を推進します。

(4) 犯罪の未然防止と追放

- 地域のちからで犯罪をなくし、明るい社会をつくる -

警察、防犯協会、防犯指導隊といった機関・団体と地域が一体となって防犯に対する意識の高揚を図り、連絡体制を整え犯罪のない安心して生活できるまちづくりを推進します。

犯罪は暴力や強奪等に加え、悪質商法、性犯罪、IT（情報通信）犯罪と多様化すると同時に低年齢化の傾向を見せていることから、こうした社会情勢の変化に応じ、地域ネットワーク化など防犯体制の一層の強化を図ります。

児童生徒等次代を担う子どもたちを凶悪犯罪等から守るよう犯罪防止体制の整備に努めます。

【主要施策】 - みんなが安心してころやすらぐまちづくり -

項目	主要施策(事業)名	施策・事業の概要
(1) 防火・防災体制の充実 災害に備えた体制の整備を図り、万一の被害を最小限に防ぐ	地域防災計画策定事業	・地域防災計画の策定による新町防災体制の確立。
	防火・防災まちづくり施設整備事業	・地域防災計画に基づいた防火水槽、消火栓、備蓄施設、防災施設等、設備の充実。
	常備・非常備消防、救急体制の充実	・広域市町村圏組合を通じた常備消防、救急体制の充実。 ・消防団の再編と自主防災等の充実。
(2) 交通安全の推進 交通事故を防ぎ、秩序ある車社会をつくる	交通安全施設整備事業	・歩道、カーブミラー、道路標示線等安全施設の整備。
	交通安全推進体制の充実	・交通安全対策協議会等全町体制の確立。 ・交通安全協会、交通安全母の会等推進団体との連携。
(3) 青少年健全育成の推進 明るい未来を持った青少年の健全な成長を育む	青少年健全育成体制の充実	・青少年育成町民会議等全町体制の確立。 ・青少年健全育成推進団体との連携。
(4) 犯罪の未然防止と追放 地域のちからで犯罪をなくし、明るい社会をつくる	防犯等体制の充実	・関係機関と地域の防犯ネットワーク化の確立。 ・悪質商法等苦情相談体制の充実。 ・防犯灯など必要な施設、設備の充実。 ・凶悪犯罪等から子どもたちを守る防犯体制の整備。

2 新町の行財政運営

信頼と親しみのある開かれた行財政の運営

主要施策に掲げる6つの分野を一層推進していくためには行政も次のような方針のもとに体制の整備を図っていく必要があります。

(1) 行財政運営の方針

- 効率的な行政運営と強い財政基盤の確立 -

新町において行財政改革大綱を策定し、効率的で簡素な事務組織体制をもつてきめの細かい行政運営を行っていくとともに、中長期的な見通しのもと自主財源の確保に努め、地力のある強い財政基盤の確立に努めます。

行政需要の変化に対応した組織機構の見直しを適時適切に進めます。また、企画立案力の向上など職員の資質や能力向上に努めるとともに、適正な定員管理を行います。

経費節減はもとより、適正な自主財源と有利な補助金や財政措置のある優良財源の確保に努め、将来に過大な負担を残さない財政運営を行います。また、社会経済情勢の変化に対応できるよう一定水準の基金の確保にも努めます。

各種公共施設について、その配置や利用方法の再検討を行い、より効率的な施設運営に努めます。

(2) 住民参加と男女共同参画の促進

- 地域の人々みんなで明るい社会をつくる -

地域住民の発想や創意をまちづくりに活かすため、行政への住民参加の機会を拡大し、その充実を図ります。

- あらゆる分野において、男女が平等に活躍できるまちづくりをめざし、さまざまな場での男女共同参画とともに、女性の発言、参加機会の拡大と支援体制を充実します。

(3) 情報通信基盤の整備促進

ー地域をつなぐ安定した先進的情報化体制の整備ー

- 公共施設間及び住民と行政の相互を結ぶ地域情報ネットワーク体制を確立するため、秋田県DX推進計画との整合を図りながら、地域イントラネット基盤を早急に整備し、まち全体を支える効果的な運営をめざします。
- 住民の地域情報化に関する意識を啓蒙し、ホームページなどを通じ、新しいかたちでの住民と行政とのコミュニケーションを確立します。

(4) 広報・広聴の充実

ーみんながわかる開かれた行政をめざしてー

- 行政の公正さと透明さを確保するため、情報公開制度を運用するとともに各種アンケート調査の実施や、地域懇談会の開催、モニター制度の運用等を図ります。
- 広報紙やホームページを通じて行政の動きを逐次住民へわかりやすいかたちで情報提供します。
- 民意がまちづくりに反映されるよう、直接住民の声が町長に届くようなシステムをつくります。

- 信頼と親しみのある開かれた行財政の運営 -

項目	主要施策(事業)名	施策・事業の概要
(1)行財政運営の方針 効率的な行政運営と強い財政基盤の確立	財政基盤の強化	・本建設計画事業の着実な実施と財政健全化に向けた財政計画の管理。 ・バランスシートの作成等企業感覚による財政運営の実施。
	効率的な行政運営の実施	・行財政改革大綱の策定。 ・定員適正化計画の策定と職員能力の向上。 ・行政評価システムの検討や施策(事業)サンセット方式等の導入。
	公共施設の統合整備	・既存公共施設の配置、利用方法等の評価及び再検討の実施。 ・庁舎及び各種公共施設の必要な整備と充実。
	事務組織の効率化	・利便性に富み、わかりやすい事務組織の構築。 ・分庁方式の採用と総合窓口の設置。
(2)住民参加と男女共同参画の促進 地域の人々みんなで明るい社会をつくる	住民のまちづくり参加の推進	・男女共同参画計画の策定と共同参画を基礎とした住民参加のまちづくり(地域づくり)の推進。 ・住民提案制度の検討。
(3)情報通信基盤の整備促進 地域をつなぐ安定した先進的情報化体制の整備	情報ネットワークシステム化事業	・新町全域を対象とした地域イントラネット基盤等の整備、運営。 ・各種事務事業にわたる行政データの電磁化。 ・各種申請、公共施設の利用等手続きのオンライン化。
(4)広報・広聴の充実 みんながわかる開かれた行政をめざして	住民の声十分に届く広聴制度の確立	・町政モニター、町長への手紙、地域座談会等広聴制度の充実。
	行政の情報が住民に届く広報制度の確立	・広報紙の発行。 ・ホームページの開設、運営。 ・情報公開制度の運用。

3 新町建設の重点事業（重点プロジェクト）

．バリアフリー化の推進

事業の必要性

新町のみならず現在の地域社会には、高齢者や心身に障害を有する人たちにとって暮らしやすいまちづくりが求められています。

また、自家用車等の交通手段が発達した現在、近隣市町村や県外からも多くの人々が新町を訪れることも大いに予想されます。

高齢者や心身に障害を有する人たちにとってはもちろんのこと、新町を訪れる誰に対してもやさしいまち、全町にバリアフリーが浸透したまちづくりを進めることが必要です。

整備方針

役場をはじめ学校、集会施設、余暇・レクリエーション施設といった既存の公共施設や、歩道など交通基盤施設のバリアフリー化を新町全域を対象に進めます。

新規の公共施設の整備にあたっては、ユニバーサルデザインを積極的に導入し、健常者はもとより障害を有する人や高齢者などすべての人が使いやすいように配慮します。

案内図、看板、誘導サインを統一し地域内の案内や誘導機能を充実させ、新町を訪れた人々を見守るようなバリアフリー化を行います。

バリアフリー化を実施している公共施設等については、統一したデザインのマークを設置するとともに、バリアフリー化されている施設、地域等を示した地図（バリアフリーマップ）を作成し、きめ細かなやさしさに配慮したまちの情報提供を行います。

事業効果

新町全体がバリアフリー化されることにより、暮らしやすく、みんなにやさしいまちづくりが実現するとともに、統一したマークを設置することによってバリアフリー化を通じた地域の一体化が高められます。

バリアフリー化のまちづくりを推進することにより、誰もが安心して暮らせるまち、誰もが訪れやすい新町のイメージが醸し出されるとともに、地域住民の意識の高揚が図られます。

地産地消の推進

事業の必要性

本地域では良質で優れた農産物や製造品、工芸品等が生産されています。これらを地元商店、直売所などを起点に流通させるとともに公共施設、民間事業所等で消費する地産地消の体制を確立することによって、新町の地場産業の発展につなげていくことが必要となっています。

整備方針

J A、商工会、観光協会等関係団体・組織と生産者及び行政が連携し、地産地消のまちづくりを実現するための体制整備を進めます。

良食味ブランド米、「あんしん、あんぜん、新鮮」野菜や特色ある漬物等加工品などを新町の商店、直売所、観光・余暇施設などを通じて流通する仕組みをつくりまします。

農産物及びその加工品等の食材については、学校給食や公設飲食店等で積極的に取り入れるとともに、民間の飲食店など地域全体でも地元産品の使用が浸透するよう努めます。

魅力ある特産品の開発・研究を行う個人、グループ等に対する助成制度の創設とともに官民一体となった特産品開発機関の設置を検討します。

新町の特性を活かせるグリーンツーリズムの方策を検討し、段階的に実施することによって新町の魅力をアピールするとともに、地元産品の都市圏流通体制の確立を進めます。

事業効果

新町全体で地産地消を推進することにより地元産品への認識が深まります。

地産地消の体制が確立されていくことによって、新町の地場産業の活性化が期待されます。

地場産品の流通が新町に定着し、グリーンツーリズムの活動が行われることによって、町外への販路の拡大が期待できます。

観光・余暇施設の連携とふるさと再発見

事業の必要性

本地域には優れた余暇・レクリエーション施設が整備されており、また貴重な歴史的資産や個性あふれる自然資源にも恵まれています。これら施設、資源を住民はもとより県内外から訪れる観光客や遊行者に一体的に活用されることで、新町への認識が一層高まるものと考えられます。

また、各種施設、歴史的資産、自然資源のよさを実感してもらうため、自転車や徒歩による移動・周遊の方策を講じ、新町らしさを引き出すことも有効です。

整備方針

千畑温泉サン・アール、六郷温泉あったか山、湯とびあ雁の里温泉のそれぞれの個性を活かすとともに、共通利用券の発行や施設間の連携により、年間を通じたイベントを実施し相互の施設利用を促進します。また、温泉施設の効果的な運営を協議する組織を設立します。

幅広い世代が手軽に利用できる自転車や徒歩での観光を前提とした自転車ロードや散策路の整備、レンタル自転車の配置、案内板の設置など環境整備を行い、大台野広場、六郷湧水群（清水の里）、雁の里ふれあいの森に代表される観光資源の一体化による誘客を図ります。

余暇・レクリエーション施設や自然資源を活かした実効あるまちづくりを進めるため関連機関や観光協会等を中心とした新体制の整備に努めます。

事業効果

既存施設や観光資源の一体化が図られ、地域住民のみならず県内外からの観光客、遊行者の増加が見込まれ、新町の活性化が期待できます。

幅広い年齢層が利用できる自転車や徒歩を利用して地域全体を周遊、散策できる環境整備が図られることにより、新町の新たな個性を生み出せます。

・地域循環バス・乗合いタクシーの運行

事業の必要性

これまでの旧町村の区域を超えた公共施設等の利用や地域間の交流などが活発に行われることで、合併の効果はより大きくなることから、すべての地域住民が新町全域を自らの生活の場として暮らせるようにすることが必要です。

そのための方策として道路交通網の整備はもちろんのこと、新町の中を多くの人々が自由に移動できる手段を講じることが重要です。特に、新町全体の公共施設の利用、児童生徒の通学、高齢者、障害者などの医療機関への移動、生活バス路線や鉄道駅へのアクセスなどの利便性を高めるため、新たな公共的交通手段の確保が求められます。

整備方針

新町全域の主要な公共施設等を結ぶ地域循環バスと、よりきめの細かい移動を確保するための乗合いタクシーを運行させることにより、新町全域の距離感を縮小するとともに、新町全体の一体化を促進します。

実施にあたっては、地域住民の利便性の向上に配慮した計画を策定し、効率的な運営を行います。

事業効果

交通空白地帯での運行などきめ細やかな地域運行により、地域住民の利便性を向上させることが可能になります。

地域住民が新町全域を手軽に移動し、各種公共施設の利用が可能になるなど、広範囲での行政サービスがより多く提供できることによって新町の一体感が醸成されます。

生活路線バスや鉄道駅へのアクセス機能をもたせることにより、広域交通の利便性が高まります。

バスやタクシーが循環することにより、観光や遊行で訪れる人たちの誘客を促すことが可能となり、また、地域案内の役割も果たすこととなります。

人口の定着を図るための住みよいまちづくり

事業の必要性

人口の減少に歯止めをかけるため、自然に恵まれ利便性に富んだ新町の特徴を活かしながら人口の定着を促進するまちづくりが求められます。

若者をはじめ誰にとっても心地よく、住みよい環境のまちを創るためには、魅力ある住環境の提供はもちろんのこと、就労機会の拡充や子育て支援など多方面にわたる分野での整備が必要です。

整備方針

利便性が高く、自然環境に恵まれた地域に宅地造成を行い、低廉な価格で分譲を行います。

住宅取得が困難な人たちのために、公営住宅の整備を行います。各世帯の要望に対応するため、一戸建てや団地型など需要に沿った形態の住宅を提供します。

若者の定住化を促進するため、公害をもたらさない先端技術型企業、高速交通体系をとらえた物流企業等魅力ある企業の誘致を進めるとともに、土地の先行取得など企業が進出しやすい環境を整え、就業機会の拡大に努めます。

新たな起業（家）に対して必要な支援を行うとともに、就労に必要な資格取得講習会の開催等の機会拡大に努めます。

幼稚園、保育園の一体的な運営や、延長保育、低年齢児保育、一時保育等の充実した運営を行うとともに、各地域の幼稚園、保育園に子育て支援窓口を設け、施設保育のほか各家庭における子育て相談や情報提供を行います。また、新町全域を対象とした基幹的な子育て支援センターを設置し、就学前乳幼児への総合的な支援や学童保育などの充実にも努めます。

事業効果

好環境の宅地分譲や多様な公営住宅の整備等、需要に応じた住環境の提供によって新町への定住化が促進されます。

環境や流通に配慮した企業誘致等を積極的に進めることによって、就業機会が拡大され、若者の流出の抑制が期待されます。

幼稚園、保育園の一体的な運営や充実した子育て支援によって、共働きの多い若者の世帯が安心して子どもを産み育てる環境が整い、出生数の増加につながることを期待されます。

循環型地域社会をめざした環境のまちづくり

事業の必要性

地球規模での環境保全が必要となっており、貴重な資源をごみとして廃棄する時代から、循環させる時代への転換が必要となっています。それは奥羽山脈に抱かれ、発達した扇状地から与えられた肥沃な土壌や水資源と共生することを秀でた特色としてまちづくりを進めようとしている新町においても重要な課題です。

今、資源再利用の体制整備を進め、身近かなところからの循環型地域社会の構築が求められています。

整備方針

家庭系ごみの大幅な減量化を実現するため、家庭系ごみについては循環型地域社会の基本となる分別収集の一層の推進を図ります。

家庭系ごみ、事業系ごみ、公共施設から排出されるごみの約3割を占める生ごみを、資源として再利用する方策（バイオマス活用による新エネルギー化や肥料化等）などについて検討します。また、各世帯での生ごみ処理機等による自家処理を推奨し、補助を行います。

生ごみ以外の再資源化については、大仙美郷環境事業組合施設、民間施設との連携により行います。

全町不用品交換会の実施や公共施設のISO14001認証取得、学校教育への取り入れなどにより、環境に配慮した循環型地域社会構築に向けた意識の高揚を図ります。

エコタウン構想を視野に、環境を大切にすまちを実現するための基礎づくりを進めます。

事業効果

地域住民に資源の大切さや環境に対する意識の高揚を図り、循環型地域社会の構築をめざすことによって、自然環境に恵まれ、自然環境を大切にすまちづくりを実践していくことができます。

資源の分別収集、再資源化体制が確立することによって、大幅なごみの減量化が実現し、施設処理に係る清掃事業組合負担金等経費の節減が期待できます。

学校と地域社会の連携、人材育成の推進

事業の必要性

知、徳、体の調和がとれた子どもたちの健やかな成長を図るためには、学校のみならず、家庭を含めた地域社会全体でその役割を担っていくことが必要です。

また、まちづくりを進めていくうえで最も大切なことは「人づくり」であることから、生涯にわたり充実した教育、学習を進めていくための環境整備や人材の育成が求められています。

整備方針

学校と地域社会が連携し、児童生徒と地域住民が交わる機会を設け、さまざまな体験活動やふるさと学習などにより子どもの健やかな成長を促します。また、その主たる役割を担う公民館や各種施設の機能充実と整備を行います。

学校教育と生涯学習とのつながりが重視される中、その主要施設である図書館等の整備を行います。特に、現六郷町学友館図書館を中核として、千畑町図書室及び仙南村図書室のほか町内の小中学校図書室との情報通信技術を活用したネットワーク化を進め、地域住民の誰もが蔵書をすべて利用できるよう体制整備を行います。また、更に県内外の公立図書館とのネットワーク化も検討し、段階的な推進を図ります。

児童生徒や若い世代をはじめとした地域住民の国内先進地や海外への派遣を行うとともに、情報通信技術を用いた地域間交流や国際交流を実施し、広い視野をもった人材の育成に努めます。

新町における住民主体のまちづくりを進めるため、若者を中心とした組織やグループを育成します。

事業効果

体験学習や世代間交流を学校と地域社会が連携して行うことによって、子どもたちの「生きる力」が醸成されるとともに、地域社会の教育力が高まります。

学校を含めた既存の図書館のネットワーク化を実現することにより、児童生徒や地域住民の図書館利用に係る幅広い要望に応え、地域の文化や住民の教養の向上が期待されます。

国内外への研修や地域間、海外都市等との交流やまちづくりグループ等の育成によって新町の将来を担う人材の育成が図られます。

地域情報システムの確立

事業の必要性

現在3町村の主要な公共施設等を結ぶ、地域イントラネット基盤整備が進められています。地域住民の利便性を高め、新町の一体化を図るためにもこれら情報通信基盤を活用したまちづくりが必要です。

整備方針

地域イントラネット基盤整備に伴い、公共端末機を段階的に配置拡大することを検討するとともに、サービス業務や内容の充実を図ります。

各庁舎に総合窓口を設置するとともに、イントラネット回線を活用し、どの庁舎でも諸証明の発行が行えるようにするなど、地域住民の利便性に配慮した体制を整備します。

そのほか、地域イントラネット基盤を活用した住民サービスについて検討を加え、より充実した地域情報システムの確立をめざします。

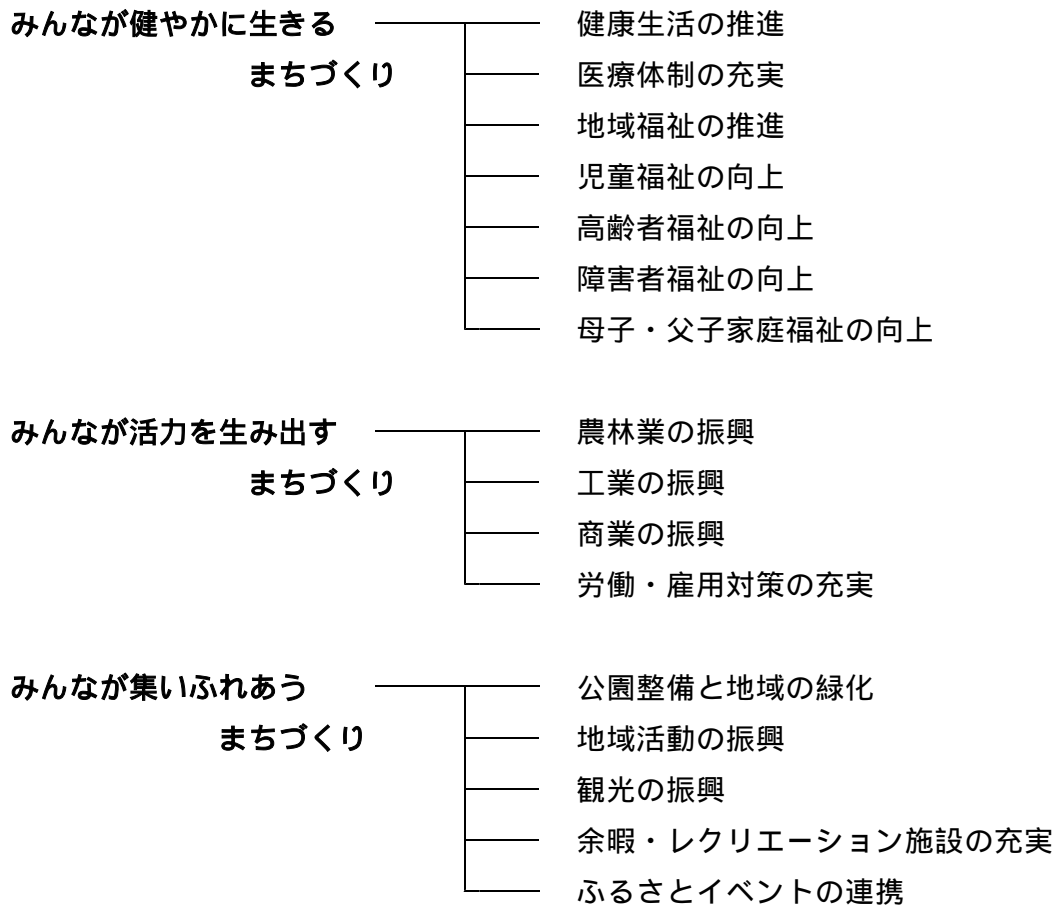
事業効果

公共施設に出向くことなく行政情報の提供を受けたり、公共施設使用の予約手続きが自宅のパソコン、最寄の公共端末機等を通じてできるなど、利便性の向上が図られます。

総合窓口の設置等により、地域住民が抱えている合併による不便さ、不安感が緩和されることが期待されます。

地域住民と行政が相互に情報交換でき、意思の疎通が図られることにより、これまで以上の住民参加のまちづくりが期待できます。

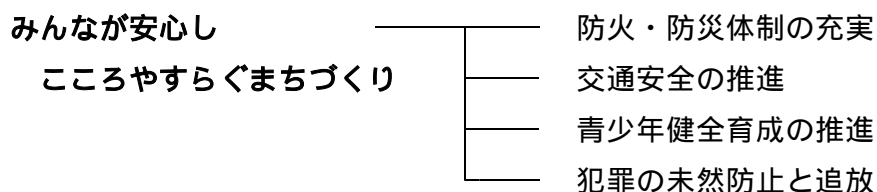
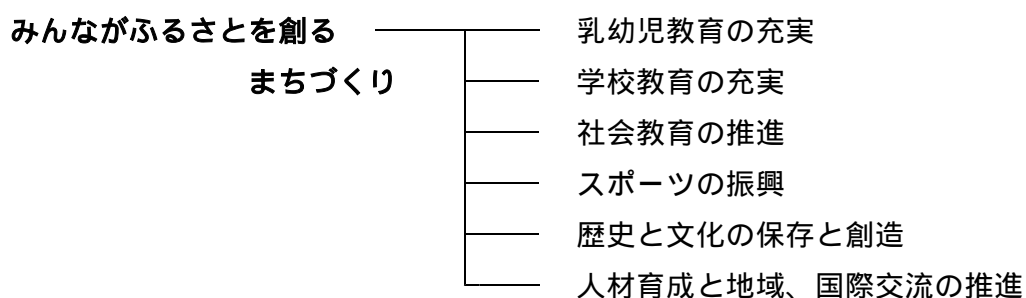
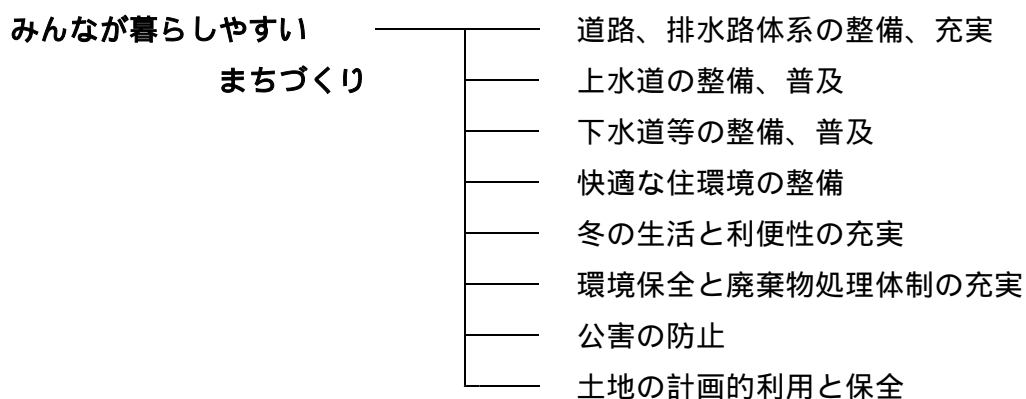
4 新町建設の施策体系



信 頼 と 親 し み の あ る

行 財 政 運 営 の 方 針
- 効率的な行政運営と強い財政基盤の確立 -

住 民 参 加 と 男 女 共 同 参 画 の 促 進
- 地域の人々みんなで明るい社会をつくる -



開かれた行財政の運営

情報通信基盤の整備促進
- 地域をつなぐ安定した先進的情報化体制の整備 -

広報・広聴の充実
- みんながわかる開かれた行政をめざして -

第5章 新町に対する秋田県の支援

県は、地方分権と複雑・多様化する行政需要に対応するため、行財政基盤の強化を図りつつ広域的なまちづくりを進めていくことが市町村の大きな課題ととらえ、「秋田県市町村合併支援プラン」を策定し、合併に取り組む市町村に対して各種支援を行うこととしています。

また、「～大変革の時代～ 新秋田元気創造プラン」や「広域市町村圏計画」に基づく各種施策・事業を推進していくこととしています。

新町を対象に秋田県が主体となって実施する主な事業は、次のとおりです。

(1) 地域間交通ネットワーク整備への支援

○ 県道の整備

新町建設にあたって主要となる県道の整備を推進するなど、地域の骨格となる道路の整備を行う。

- ・ 主要地方道角館六郷線道路整備事業
- ・ 県道川西六郷線道路整備事業
- ・ 県道金沢吉田柳田線道路整備事業
- ・ 県道熊堂六郷線道路整備事業

(2) 生活環境の確保

○ 排水路等の整備

美しい自然と快適な生活環境を守るため、排水路等の整備を行う。

- ・ 地域用水環境整備事業（六郷清水地区）

(3) 自然環境の保全

○ 河川改修の推進

河川の氾濫などから人命や財産を守り、安全で安心な地域をつくるため、河川の改修を行う。

- ・ 広域基幹河川改修事業（出川地区）

(4) 農業の振興

生産基盤の整備促進

ほ場の区画整理や大規模化、かんがい排水条件の改善などを通じ、生産性の向上を図るとともに、農地の利用集積を大幅に促進する生産基盤の整備を推進する。

- ・ 県営ほ場整備事業（土崎小荒川地区）
- ・ 県営ほ場整備事業（六郷西部地区）
- ・ 県営ほ場整備事業（金西西部地区）
- ・ 県営ほ場整備事業（金西東部地区）

(5) 林業の振興

効率的な林業生産体制の整備

基幹作業道の整備など、効率的な生産体制を確保する。

- ・ 高能率生産団地路網整備事業

(6) 財政支援

新たな交付金制度による支援

新町建設計画に基づき実施される事業等に対し、総額 6 億円を上限とした財政支援を検討する。

第6章 公共的施設の統合整備

公共的施設の統合整備については、地域住民の生活に密接に影響するものであることから、地域全体の特性や均衡を考慮するとともに、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、逐次検討を加えながら計画的に進めていくこととします。

また、新たな公共的施設については、財政事情等を考慮しながら当該施設が特定の地域のみならず新町全体にもたらす将来的な効果や効率性に加え、維持経費等後年度の負担などについても十分検討を行い、貢献度の高い施設整備を実施します。

なお、新町発足後の組織・機構は各課を各庁舎に振り分ける分庁方式を採用し、旧千畑町役場を千畑庁舎、旧六郷町役場を六郷庁舎、旧仙南村役場を仙南庁舎と呼称することとします。

また、分庁方式の採用にあわせ各庁舎に総合窓口を設置するとともに、電算処理システムの統合や地域イントラネット基盤を活用した施策を進め、地域住民の利便性に配慮した体制の整備を図ります。

新庁舎の整備については、合併後における地方分権社会の成熟度及び財政状況等を勘案し、地域住民の福祉の向上や利便性等を考慮のうえ、必要が生じた場合に慎重な議論を行い検討することとします。

第7章 財政計画

財政計画は、新町建設計画を実行するための財政運営のあり方を示すものです。計画の策定にあたっては、歳入、歳出の各項目ごとに現況や過去の推移、合併後の新町建設に必要な経費等を勘案し、将来の新町財政が健全に保たれるよう配慮し、計画しています。

I 財政計画の基本条件

1. 基本的な考え方

歳入

①地方税

地方税については、今後の人口推移や税制改正等による影響を勘案して推計をしています。

②地方交付税

普通交付税については、旧合併特例事業債に係る事業における普通交付税措置分を見込み、令和2年度以降は一本算定により推計しています。

③使用料及び手数料

使用料及び手数料については、過去の実績により推計しています。

④国庫支出金及び県支出金

国庫支出金及び県支出金については、過去の実績や補助事業等を踏まえ推計しています。

⑤地方債

地方債については、新町建設計画に基づく旧合併特例事業債の発行を見込んでいるほか、通常債を見込んでいます。

歳出

①人件費

人件費については、一般職員の減を見込んで推計しています。

②扶助費

扶助費については、過去の実績や少子高齢化の影響を勘案して推計しています。

③公債費

公債費については、旧合併特例事業債や新たに借入れする地方債に係る償還見込み額を踏まえ推計しています。

④物件費

物件費については、過去の実績等を踏まえ推計しています。

⑤補助費等

補助費等については、過去の実績等を踏まえ推計しています。

⑥積立金

積立金については、財政調整基金、減債基金等の積立てを見込み推計しています。

⑦普通建設事業費

普通建設事業費については、新町建設計画に位置づける事業及びその他の普通建設事業を見込んで推計しています。

2. 期間

本計画の期間は、平成16年度から令和6年度までの概ね20年間とします。
なお、平成16年度から平成21年度までを前期、平成22年度から令和6年度を後期としています。

3. 範囲

本計画は、普通会計で作成しています。

Ⅱ 財政計画（前期・後期）

前期

区 分		H16	H17	H18	H19	H20
歳 入	地方税	1,412	1,384	1,360	1,522	1,518
	地方譲与税	351	399	463	306	293
	利子割交付金	11	7	5	6	6
	配当割交付金	1	2	3	4	1
	株式等譲渡所得割交付金	1	2	2	2	0
	地方消費税交付金	209	193	198	194	180
	自動車取得税交付金	91	95	97	86	77
	地方特例交付金	37	42	28	11	22
	地方交付税	5,725	5,511	5,334	5,432	5,583
	交通安全対策特別交付金	5	4	5	5	4
	分担金及び負担金	29	43	12	22	77
	使用料及び手数料	196	198	194	199	229
	国庫支出金	1,179	892	766	645	876
	都道府県支出金	890	692	611	693	657
	財産収入	49	18	22	24	18
	寄附金	20	18	8	0	11
	繰入金	1,913	707	703	570	474
	繰越金	943	1,160	857	687	479
	諸収入	265	230	318	350	321
	地方債	2,103	1,667	1,614	1,521	1,036
合計	15,430	13,264	12,600	12,279	11,862	
歳 出	人件費	2,523	2,400	2,270	2,177	2,086
	物件費	2,313	1,940	1,724	1,626	1,512
	維持補修費	43	60	57	70	76
	扶助費	683	752	702	796	823
	補助費等	1,314	1,096	1,165	1,250	1,453
	普通建設事業費	4,335	1,996	1,823	1,785	1,470
	災害復旧事業費	23	0	7	103	0
	公債費	1,796	1,850	2,072	1,922	1,961
	積立金	120	1,099	935	969	1,146
	投資及び出資金	0	0	0	12	2
	貸付金	146	132	126	113	126
	繰出金	974	1,082	1,032	976	1,076
	前年度繰上充用金	0	0	0	0	0
	合計	14,270	12,407	11,913	11,799	11,731
歳入歳出差引		1,160	857	687	480	131

区 分		H21	H22	H23	H24	H25
歳 入	地方税	1,475	1,431	1,417	1,438	1,464
	地方譲与税	274	269	269	259	253
	利子割交付金	6	5	4	4	3
	配当割交付金	1	1	1	1	4
	株式等譲渡所得割交付金	0	0	0	0	4
	地方消費税交付金	188	187	183	181	180
	自動車取得税交付金	55	51	41	63	52
	地方特例交付金	25	39	32	5	5
	地方交付税	5,766	6,162	6,320	6,250	6,267
	交通安全対策特別交付金	4	4	4	4	4
	分担金及び負担金	71	70	68	71	88
	使用料及び手数料	217	228	237	205	204
	国庫支出金	1,816	1,103	1,112	758	1,106
	都道府県支出金	525	601	644	913	618
	財産収入	20	27	36	32	26
	寄附金	9	9	6	5	10
	繰入金	489	53	85	91	218
	繰越金	131	495	404	390	483
	諸収入	307	315	327	337	337
	地方債	993	1,180	1,243	1,327	1,046
合計	12,372	12,230	12,433	12,334	12,372	
歳 出	人件費	2,004	1,962	1,923	1,885	1,850
	物件費	1,655	1,668	1,718	1,477	1,437
	維持補修費	72	71	77	418	438
	扶助費	826	1,020	1,049	1,060	1,119
	補助費等	1,205	1,150	1,236	1,179	1,307
	普通建設事業費	1,963	1,781	2,259	2,220	1,781
	災害復旧事業費	0	0	1	65	67
	公債費	2,167	2,101	2,027	1,894	1,937
	積立金	801	777	386	243	633
	投資及び出資金	0	0	0	0	0
	貸付金	118	124	155	152	150
	繰出金	1,066	1,171	1,212	1,258	1,230
	前年度繰上充用金	0	0	0	0	0
	合計	11,877	11,825	12,043	11,851	11,949
歳入歳出差引		495	405	390	483	423

区 分		H26	H27	H28	H29	H30
歳 入	地方税	1,426	1,401	1,441	1,459	1,464
	地方譲与税	243	257	255	254	257
	利子割交付金	3	2	2	3	2
	配当割交付金	7	5	3	3	4
	株式等譲渡所得割交付金	3	4	1	3	2
	地方消費税交付金	222	384	341	358	366
	自動車取得税交付金	31	36	41	51	52
	地方特例交付金	6	6	7	7	9
	地方交付税	6,132	6,052	5,883	5,690	5,622
	交通安全対策特別交付金	3	4	3	3	3
	分担金及び負担金	99	94	89	92	83
	使用料及び手数料	204	198	202	191	193
	国庫支出金	905	830	848	763	656
	都道府県支出金	1,064	1,037	853	802	929
	財産収入	27	27	26	28	28
	寄附金	5	10	13	59	35
	繰入金	276	9	3	348	236
	繰越金	423	451	419	491	436
	諸収入	333	319	315	310	321
	地方債	784	621	824	713	1,273
合計	12,196	11,747	11,569	11,628	11,971	
歳 出	人件費	1,788	1,743	1,700	1,624	1,571
	物件費	1,519	1,474	1,591	1,575	1,612
	維持補修費	318	291	288	466	319
	扶助費	1,211	1,172	1,222	1,258	1,222
	補助費等	1,406	1,854	1,768	1,908	1,848
	普通建設事業費	2,164	1,341	1,389	1,128	1,740
	災害復旧事業費	1	13	27	14	0
	公債費	1,676	1,572	1,406	1,676	1,413
	積立金	76	339	183	149	321
	投資及び出資金	0	0	0	89	177
	貸付金	146	143	146	144	140
	繰出金	1,440	1,386	1,358	1,161	1,150
	前年度繰上充用金	0	0	0	0	0
	合計	11,745	11,328	11,078	11,192	11,513
歳入歳出差引		451	419	491	436	458

区 分		R元	R2	R3	R4	R5	R6
歳 入	地方税	1,465	1,479	1,457	1,406	1,450	1,450
	地方譲与税	261	262	267	253	253	253
	利子割交付金	1	1	1	1	1	1
	配当割交付金	3	3	4	3	4	4
	株式等譲渡所得割交付金	2	4	6	3	6	6
	法人事業税交付金	-	4	12	18	24	24
	地方消費税交付金	343	424	458	441	456	456
	自動車取得税交付金	40	-	-	-	-	-
	自動車税環境性能割交付金	-	14	13	14	15	15
	地方特例交付金	60	19	18	15	14	14
	地方交付税	5,582	5,836	6,179	6,035	5,540	5,514
	交通安全対策特別交付金	2	3	3	2	2	2
	分担金及び負担金	84	77	4	3	4	4
	使用料及び手数料	168	145	141	145	138	138
	国庫支出金	751	3,311	1,739	1,617	831	831
	都道府県支出金	848	1,167	1,058	984	847	847
	財産収入	30	30	31	35	15	15
	寄附金	36	26	21	27	27	27
	繰入金	183	25	22	174	350	350
	繰越金	457	669	724	590	200	200
諸収入	378	397	448	454	380	380	
地方債	1,220	1,221	1,277	1,510	1,321	1,135	
合計	11,914	15,117	13,883	13,730	11,878	11,666	
歳 出	人件費	1,563	2,005	2,065	2,263	2,218	2,174
	物件費	1,686	1,882	1,860	2,100	2,058	2,017
	維持補修費	234	458	507	480	340	333
	扶助費	1,212	1,131	1,510	1,480	1,230	1,230
	補助費等	1,857	4,142	2,040	2,200	1,871	1,871
	普通建設事業費	1,860	1,904	1,953	1,961	1,548	1,399
	災害復旧事業費	0	26	47	3	0	0
	公債費	1,446	1,308	1,324	1,373	1,013	1,042
	積立金	26	130	666	400	150	150
	投資及び出資金	76	99	72	100	80	80
	貸付金	140	138	138	170	170	170
	繰出金	1,146	1,170	1,110	1,200	1,200	1,200
	前年度繰上充用金	0	0	0	0	0	0
	合計	11,246	14,393	13,292	13,730	11,878	11,666
歳入歳出差引		668	724	591	0	0	0

※H16～R3：決算額、R4：決算見込額、R5～R6：当初予算見込額



senhata

rokugou

sennan

新町建設計画

編集: 美郷町

〒019-1541 秋田県仙北郡美郷町土崎字上野乙170番地10

TEL:0187-84-1111 FAX:0187-85-2107

ホームページ <http://www.town.misato.akita.jp/>